

# 平成25年9月甲良町議会定例会会議録

平成25年9月3日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第4号 平成24年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
- 第4 報告第5号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第5 報告第6号 平成24年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 第7 認定第1号 平成24年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第2号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第3号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第4号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第5号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第6号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第7号 平成24年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第8号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第9号 平成24年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第16 議案第39号 甲良町子ども・子育て会議条例
- 第17 議案第40号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第41号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第19 議案第42号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第3号）

- 第20 議案第43号 平成25年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第44号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第45号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第46号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第47号 平成25年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第48号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第49号 平成25年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第50号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第1号）
- 第28 一般質問

◎会議に出席した議員（10名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	5番	丸山光雄
6番	木村修	7番	藤堂一彦
8番	丸山恵二	9番	金澤博夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員（1名）

4番 濱野圭市

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	中川愛博
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
道の駅管理室長	茶木朝雄	産業課長	米田義正
建設水道課長	若林嘉昭	住民課長	山本昇
保健福祉課長	川嶋幸泰	学校教育課長	塚口博
社会教育課長	池田弥太郎	総務課参事	中川雅博
建設水道課参事	北坂仁		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書 記 宝 来 正 恵

(午前9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成25年6月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 丸山恵二議員および9番 金澤議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成25年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

まず最初に、古河AS株式会社の本社機能を移設した新事務所棟の新築工事が完了し、その竣工安全祈願祭が8月6日に行われ、招待を受けました。新事務所棟は延べ面積1万8,648.89平方メートル、鉄筋コンクリートづくり、地上5階建てであります。本町においても法人税、固定資産税が増え、雇用の場も拡大されメリットがあります。

また、町の人口増の可能性も秘めており、町の発展に寄与することでもあり、喜ばしいことでもあります。

次に、湖東三山スマートインターチェンジが10月21日から開通します。インターチェンジ新設の要望活動は、昭和50年代から始まり、約40年の歳月を経て多くの関係機関、関係者の支援により整備が完了しました。期待される効果としては、交通の利便性の向上、産業の活性化、観光振興の支援、

救急・医療活動の強化などがあります。

最後に、道の駅せせらぎの里こうらは、3月23日のオープンから間もなく半年がたち、来場者数も次第に増加傾向にあります。夏休み期間にも、8月4日にはせせらぎフリーマーケットをはじめ、アユつかみやスイカ割りなどのイベント、お盆セールといった催しもあり、大変盛り上がりを行いました。今後は、紅葉の時期にもなっまいります。甲良町のPRをはじめ、せせらぎの里こうらも活気づくことを期待をいたしております。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

報告第4号から報告第6号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成19年度決算から財政健全化判断比率および公営企業会計における資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表することが義務づけられています。平成24年度の状況は実質赤字比率は実質収支が黒字のため比率は算出されません。特別会計および公営企業会計を含めた本町全体の連結実質赤字比率につきましても、実質収支比率が黒字のため比率は算出されません。

実質公債費比率につきましてもは、対前年1.0ポイント増加し、12.8%になりました。将来負担比率につきましてもは、対前年12.9ポイント増加し、13.3%になりました。公営企業会計における資金不足比率につきましてもは、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので、比率は算出されません。引き続き各会計とも財政の健全化に向けて努力する所存でございます。

承認第7号は、役場駐車場において進行してきた自動車に公用車が接触し、相手方の自動車が損傷したことに伴い、損害の額を定めることについて専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

認定第1号から認定第9号は、平成24年度甲良町一般会計および各特別会計、企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

平成24年度は、真に必要とされる施策への財源の計画的重点配分により施策を行い、その主な成果といたしましては、1、保健・福祉施策として、心身障害者医療費助成事業、地域包括センター事業、各種がん検診助成事業、2、教育・文化振興施策として、青少年支援活動活性化補助事業、古文書撰編纂事業、3、子育て支援施策として、子育て支援事業、新生児訪問事業、4、まちづくり・人口減少防止施策として、新たな出会い事業、せせらぎ遊園修繕・改修補助事業、5、農業・産業振興施策として、住宅リフォーム・太陽光発電設備設置補助事業、環境こだわり保全型農業支援補助事業、6、

環境施策として、下水道事業の推進、ごみ減量化リサイクル事業、7、安心安全なまちづくり事業として、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託事業、8、観光振興施策として、歴史の地訪問事業、農産物収穫体験・観光事業、9、その他事業として地籍調査業務委託事業、電算システム更新事業など、あらゆる分野において諸事業の推進を図ってまいりました。

また、財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が38億1,616万7,000円で、1.4%減、歳出総額が37億2,360万8,000円で、1.1%の減となっております。実質収支は5,471万6,000円、実質収支比率は2.3%、単年度収支は4,896万4,000円の赤字となりました。財政の硬直化を示す経常収支比率は、94.6%となり、前年度を1.9ポイント上回りました。

歳入面で経常収入である町税のうち、法人税が下降し、4,762万3,000円の減となり、実質的な普通交付税であります臨時財政対策債が1,497万円の減となりましたことから、経常収入全体で1億1,024万7,000円の大幅減となりました。

これに対して歳出の経常経費では、物件費で149万円の減、維持補修費で1,256万8,000円の減、補助費で2,528万8,000円の減、操出金で210万3,000円の減となり、経費削減の成果は見られ、人件費で377万9,000円の増となったものの、経常経費全体では6,229万9,000円の減額となりました。経常経費は減額でありましたが、経常収入が大きく減額となったことから、経常収支比率を引き上げる結果となりました。今後はさらに税と自主財源確保、経常経費の削減に努めることで比率の抑制に努めます。

また、地方債現在高につきましては、一般会計は臨時財政対策債や防災基盤整備事業債の発行額が多額になりましたが、それを上回る元金を償還したことにより減額となりました。

また、住宅新築資金貸付事業債も、新規貸付がないため毎年減少することから、対前年1億2,673万8,000円減の34億8,243万5,000円で、8年連続の減額となりました。

そして、地方債現在高比率につきましても、対前年5.7ポイント減少し、147.4%になり、改善を図ることができました。

また、積立金現在高につきましては、取り崩しを行ったことにより対前年9,340万8,000円減の9億4,504万円となり、昨年度を下回りました。

今後の財政運営につきましては、引き続き歳入歳出全体の改革により、さらに厳しい財政状況となることから、新たな収入財源の確保、徹底した歳出

全般の見直しを図ることにより効率的な行財政運営に取り組む所存であります。

議案第39号は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、甲良町子ども・子育て会議条例を制定するものであります。

議案第40号は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、復興特別所得税に伴う寄付金控除の見直し、寡婦控除の簡素化など、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務および規約を変更する必要が生じたので、議決をお願いするものであります。

次に、議案第42号は、平成25年度甲良町一般会計補正予算（第3号）で、2,640万9,000円を増額し、補正後の予算額を35億4,546万円とするものでございます。

主な内容といたしまして、総務費で標準鑑定委託、町議会議員補欠選挙費、民生費で障害児施設給付費負担金、更正医療費給付費、土木費で不動産鑑定委託、公営住宅除却工事、用地費差額返還金の増によるものでございます。

議案第43号は、平成25年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、1,399万1,000円を増額し、補正後の予算額を9億4,792万3,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、総務費の国民健康保険税システム変更業務委託、補助金の返還の増によるものであります。

議案第44号は、平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、709万1,000円を増額し、補正後の予算額を4億2,948万2,000円とするものでございます。

主な内容としましては、下水道事業の測量設計委託の増によるものでございます。

議案第45号は、平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）で、23万8,000円を増額し、補正後の予算額を2,528万7,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、人件費によるものです。

議案第46号は、平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）で、5万8,000円を増額し、補正後の予算額を217万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、墓地公園管理費の消耗品費の増によるものであります。

議案第47号は、平成25年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、299万9,000円を減額し、補正後の予算額を7億5,582万3,

000円とするものでございます。

主な内容としましては、事務費繰入金、人件費の減によるものでございます。

議案第48号は、平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)で、348万8,000円を増額し、補正後の予算額を6,707万円とするものであります。

主な内容としましては、人件費の増によるものです。

議案第49号は、平成25年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)で、現予算額内での流用をするもので、制度改正アドバイザー支援業務委託によるものでございます。よって、予算額に変更はありません。

議案第50号は、平成25年度甲良町せせらぎの里甲良運営事業特別会計補正予算(第1号)で、2,876万円を増額し、補正後の予算額を1億2,516万9,000円とするものでございます。

主な内容としましては、食糧費、光熱水費の増によるものです。

以上、簡単でございましたが、本日提出いたしました案件について概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な認定、議決等を賜りますようお願いを申し上げます。提案説明とします。

○**建部議長** 日程第3 報告第4号から日程第5 報告第6号までを一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、報告第4号 平成24年度甲良町財政健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告するものでございます。

裏面をお願いします。

1番、実質赤字比率、平成24年度は実質収支が黒字のため算出されませんでした。

2番、連結実質赤字比率、これも実質収支が黒字のため算出されませんでした。

3番、実質公債費比率、12.8%。

4番、将来負担比率、13.3%。

報告第5号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町下水道事業特別会計資金不足比率を報告するものでございます。

資金不足比率、平成24年度は資金不足を生じていないので比率は算出されませんでした。

報告第6号 平成24年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

資金不足比率、平成24年度は資金不足を生じていないので比率は算出されませんでした。

以上です。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の木村議員から、平成24年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

木村議員。

○**木村議員** それでは、意見書を読ませていただきます。

甲良町長 北川豊昭様。

監査委員 上野安徳、木村修。

平成24年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成24年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

実質赤字比率について。

平成24年度の実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。

連結実質赤字比率について。

平成24年度連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は算出されない。

実質公債費比率について。

平成24年度の実質公債費比率は12.8%となっており、前年度に比べ

1. 0ポイント高くなった。早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り良好である。

将来負担比率について。

平成24年度の将来負担比率は13.3%となっており、前年度に比べて11.9ポイント高くなった。早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り良好である。

是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

同じく下水道特別会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成24年度甲良町下水道事業特別会計経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率について。

資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特にない。

同じく水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成24年度甲良町水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

総合意見。

審査に付された下記資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した

書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率について。

資金不足は生じないため、資金不足比率は算出されない。

是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特になし。

以上です。

○**建部議長** ありがとうございます。

以上で、報告は終わります。

次に、日程第6 承認第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○**中川総務課参事** 承認第7号は、損害賠償の額を定めることについて承認をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法第180条の規定により、平成25年6月3日付で専決処分をいたしましたものであります。

内容につきましては、次のページをお願いします。

本件事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

1、相手方。

(1) 住所、滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺180番地15。

(2) 氏名、東川藤信。

2、事故の概要として、平成25年1月18日金曜日、午前9時20分、甲良町役場駐車場において、駐車してある公用車でバックして出ようとしたとき、駐車場を進行してきた相手方の自動車の運転席側のドア部分に衝突したものであります。

3、損害賠償額として26万2,500円であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** きの中の全協でそれぞれの議員の方々からこの問題の疑問点や問題点、出されてました。私は、写真を見ましても、それから、その論議の経過から見ても、公務中とはいえ、公務中だからこそ後方を十分に注意する必要があるものでありますし、路面上もまた写真を見ますと、前のワイパーを動かしただけで雪の残ったまま発進しようとしている。阪東議員の指摘がありました。初期の点検の義務違反というように問われるものであります。

そこで、物損事故の保険としては免責の範囲などがあるわけですが、その免責の範囲をはるかに超えているものだというように事故の状況、それから本人の不注意の状況など、感じられます。

それで質問は、事故の状況に応じて職員の個人責任を問うということについて検討したのかどうか。口頭で注意したということで回答がありましたですが、過失の割合に応じて責任を持たせるルールづくりというのが必要だというように思いますが、この2点、つまり個人の責任を問うと。これは賠償の議案ですから、町民に対してはこの金額で賠償するという点で私は承認をしたいと思っておりますが、対町に対して、町民に対して職員が過失によって損害を及ぼしたという点では何らかのペナルティーが要するというように考えますが、説明をお願いいたします。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 今のご質問ですが、事故当初、町長室に当事者を呼びまして、もちろん課長も呼びまして、これは明らかにおまえが悪いと。場合によってはおまえから、その職員から弁償してもらわんとということもきつく言われています。ですが、その後、保険会社といろいろ上部団体に確認しましたところ、責任からそういう個人的に弁償する義務はないよということで、もちろん保険会社にもそのことは確認いたしておりまして、個人のそういう責任というのか、金額的な責任は、要求はしていません。

それで、きのうも申し上げたとおり顛末書、それから報告書はいただいておりますが、それによって口頭処分であります。させてはいただいております。したがって、個人からの町への損害金というのも請求していません。これでよかったですか。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** いろんな会社による事故、それから公共交通による事故で運転手の過失による、純然たる過失による事故で乗客などに、また相手方に損害を与えた場合であっても、保険加入というのが、保険の加入というそのものが

リスクを保証するという仕組みですから、個人に責任を転嫁するというのはなかなか難しい問題があるというように考えています。

今、総務課長が答弁されている面は当たっていると思いますが、これは公務の最中ですし、それから町民の奉仕者というようにして職員の仕事上もそういう責任を負わされていることから、金銭的な賠償を求めるというのは、そういう点ではなかなか難しい問題がありますが、そういうことも含めて今後の賞罰ですね。そういうルールづくりを交通事故の場合、それから以前町に設置している看板が、山本町長の車に落下した事故もありました。それもひもの結わえが緩かったということで聞いておりますけども、そういう町民や、それからいろんな点で職員が起こした不慮の事故も含めて損害を与えた場合のルールづくりをいろんな場合のケースに当てはまるように、原則的なルールが要るのではないかとこのように思いますので、最後、見解を求めたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 そういうことで、きのうも全協のときにご指摘いただきました職員の駐車方法等も課長会で報告させていただいて、徹底するよというということも言わせてもらっていますし、そのルールづくりですが、実はきのうの課長会でも続けてやるようならやはり公用車の使用停止、禁止というのか、一定期間の間使えなくすることもありますよというふうなことも申し上げています。

ですから、ほかの公用車の件も今ちょっと問題点等もありますので、その使用方法についてうちの課長補佐の方に基準をつくるよというということを申し上げていますので、今月中にはその基準をつくらさせてもらって徹底するよというということを、今まで実はそういう、どうしたらどうやということがはっきり決まっていませんでしたので、今、きのうの段階で作業を進めているという状況であります。

○建部議長 ほかにありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7 認定第1号から日程第15 認定第9号までの9議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 認定第1号 平成24年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成24年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号 平成24年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

以上の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○**建部議長** 認定第1号から認定第8号までは会計管理者、認定第9号は建設水道課長において順次説明を求めます。

会計管理者。

○**中川会計管理者** それでは、失礼します。私の方からは、認定第1号から8号までについての各会計決算認定について説明させていただきます。

最初に、少しお願いをいたします。歳入につきましては、調定額と収入済み額とが同額の場合については、収入済み額のみ説明とさせていただきたいと思います。歳出につきましては、支出済み額を中心に説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、認定第1号 平成24年度甲良町一般会計歳入歳出決算書の説明をいたします。

決算書、2枚めくっていただきまして、お願いします。

平成24年度甲良町一般会計決算書。

歳入予算額38億8,426万円、歳入決算額37億8,901万3,140円。歳出予算額は歳入予算額と同じでございます。歳出決算額36億9,645万4,822円、歳入歳出差し引き残額は9,255万8,318円、うち翌年度繰越財源が3,784万3,000円、実質残額は5,471万5,318円でございます。

次、めくっていただきまして、1ページ、歳入でございます。

1款 町税、調定額9億4,803万4,227円、収入済み額が8億9,698万7,875円、不納欠損額は297万5,646円で、収入未済額が4,807万706円でございます。2款 地方譲与税、収入済み額3,541万8,048円、3款 利子割交付金、収入済み額202万9,000円、4款 配当割交付金、収入済み額142万円、5款 株式等譲渡所得割交付金、収入済み額36万7,000円、6款 地方消費税交付金、収入済み額5,924万3,000円、7款 自動車取得税交付金、収入済み額1,366万7,000円、8款 地方特例交付金、収入済み額209万8,000円、9款 地方交付税、収入済み額15億5,225万3,000円、10款 交通安全対策特別交付金、収入済み額154万6,000円。

3ページをお願いします。

11款 分担金及び負担金、収入済み額3,572万8,005円、収入未済額が294万4,115円でございます。12款 使用料及び手数料、調定額4,957万8,657円、収入済み額2,802万642円、収入未済額が2,155万8,015円でございます。13款 国庫支出金、調定額3億243万2,262円、収入済み額2億8,255万7,262円、収入未済額1,987万5,000円、14款 県支出金、収入済み額2億3,789万7,979円、15款 財産収入、調定額1,328万3,433円、収入済み額1,245万3,433円、収入未済額は83万円です。16款 寄付金はゼロ円、17款 繰入金、収入済み額1億243万1,170円、18款 繰越金、収入済み額1億891万9,890円。

5ページをお願いします。

19款 諸収入、調定額1億1,419万7,886円、収入済み額1億1,367万9,836円、収入未済額は51万8,050円です。20款 町債、調定額3億1,239万6,000円、収入済み額3億229万6,000円、収入未済額は1,010万円でございます。歳入合計は、調定額

38億9,588万4,672円、収入済み額37億8,901万3,140円、不納欠損額297万5,646円、収入未済額は1億389万5,886円でございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。1款 議会費、支出済み額7,209万2,953円、2款 総務費、支出済み額5億9,699万8,044円、翌年度繰越額は161万9,000円です。3款 民生費、支出済み額11億4,147万7,326円、4款 衛生費、支出済み額2億5,681万3,301円、5款 労働費、支出済み額56万8,255円、6款 農林水産業費、支出済み額2億809万9,787円、翌年度繰越額が1,420万円でございます。7款 商工費、支出済み額3,622万2,640円、8款 土木費2億659万4,085円。

次、9ページをお願いします。

9款 消防費、支出済み額1億1,520万9,923円、10款 教育費3億8,376万4,825円、11款 災害復旧費ゼロ円、12款 交際費、支出済み額4億5,879万1,815円、13款 諸支出金、支出済み額2億1,982万1,868円、14款 予備費ゼロ円でございます。歳出合計、支出済み額36億9,645万4,822円で、翌年度繰越額が6,781万8,000円でございます。

続きまして、特別会計をお願いします。よろしいでしょうか。国民健康保険特別会計でございます。

平成24年度甲良町国民健康保険特別会計決算書について説明を申し上げます。

歳入予算額は10億3,185万1,000円、歳入決算額が9億4,469万355円、歳出予算額は歳入予算額と同じでございます。歳出決算額9億3,291万6,936円、歳入歳出差し引き残額が1,177万3,419円、うち翌年度繰越財源はゼロ円、実質残額1,177万3,419円でございます。

それでは、めくっていただいて、歳入、1ページをお願いします。

1款 国民健康保険税、調定額2億1,517万6,204円、収入済み額1億6,621万3,552円、不納欠損額81万8,576円、収入未済額4,814万4,076円、2款 使用料及び手数料、収入済み額11万9,700円、3款 国庫支出金、収入済み額2億2,421万4,633円、4款 療養給付費交付金、収入済み額4,342万6,000円、5款 県支出金、収入済み額6,408万3,724円、6款 共同事業交付金9,067万1,359円、7款 財産収入5,216円、8款 繰入金

8, 248万4, 204円、9款 繰越金7, 787万764円、10款 諸収入、収入済み額307万928円。

3ページをお願いします。

11款 前期高齢者交付金、収入済み額1億9, 253万275円、歳入合計は、調定額9億9, 365万3, 007円、収入済み額9億4, 469万355円、不納欠損額81万8, 576円、収入未済額は4, 814万4, 076円でございます。

次、めくっていただきまして、歳出、5ページでございます。

1款 総務費、支出済み額3, 165万9, 178円、2款 保険給付費、支出済み額5億5, 304万3, 771円、3款 老人保健拠出金、支出済み額5, 564円、4款 介護保険納付金、支出済み額4, 695万7, 842円、5款 共同事業拠出金、支出済み額1億514万7, 623円、6款 保険事業費、支出済み額1, 923万5, 328円、7款 基金積立金、支出済み額2, 800万5, 216円、8款 諸支出金、支出済み額2, 959万7, 982円、9款 公債費、支出済み額ゼロ円、10款 後期高齢者支援金等、支出済み額1億1, 914万3, 130円。

7ページをお願いします。

11款 前期高齢者納付金、支出済み額12万1, 302円、12款 予備費、支出済み額ゼロ円、歳出合計は、支出済み額9億3, 291万6, 936円、翌年度繰り越しはございません。

続きまして、下水道事業特別会計決算書でございます。認定第3号をお願いします。

平成24年度甲良町下水道事業特別会計決算書について説明申し上げます。

歳入予算額4億1, 355万4, 000円、歳入決算額4億695万5, 439円、歳出予算額は歳入予算額と同じでございます。

歳出決算額、4億631万5, 898円、歳入歳出差し引き残額63万9, 541円、うち翌年度繰り越し財源ゼロ円、実質残額は63万9, 541円です。

2枚めくっていただきまして、歳入、1ページです。

1款 国庫支出金、収入済み額ゼロ円、2款 繰入金、収入済み額2億423万1, 000円、3款 諸収入、収入済み額12万1, 985円、4款 町債、収入済み額1億1, 240万円、5款 繰越金、収入済み額422万1, 712円、6款 財産収入、収入済み額3万292円、7款 使用料及び手数料、収入済み額8, 470万9, 450円、収入未済額が934万1, 010円でございます。8款 分担金及び負担金、調定額が1, 294万3, 500円、収入済み額が124万1, 000円、収入未済額は1, 1

70万2,500円でございます。

歳入合計が、調定額4億2,799万8,949円、収入済み額4億6,955万439円、収入未済額は2,104万3,510円でございます。

次に、歳出でございます。3ページをお願いします。

1款 総務費、支出済み額7,753万3,332円、2款 下水道事業費、支出済み額1,825万1,791円、3款 公債費、支出済み額3億1,053万775円、4款 予備費、支出済み額ゼロ円です。歳出合計は、支出済み額4億631万5,898円でございます。

次に、認定第4号 住宅新築資金等貸付事業特別会計についてご説明を申し上げます。

平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算書。

歳入予算額4,207万6,000円、歳入決算額4,152万6,191円、歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。

歳出決算額4,152万5,999円、歳入歳出差し引き残額192円、うち翌年度繰越財源ゼロ円、実質残額は192円でございます。

2枚めくっていただきまして、歳入1ページでございます。

1款 県支出金、収入済み額85万8,000円、2款 繰入金、収入済み額1,528万5,030円、3款 諸収入、調定額2億108万5,051円、収入済み額2,538万2,969円、収入未済額1億7,570万2,082円、4款 繰越金、収入済み額192円、歳入合計は、調定額2億1,722万8,273円、収入済み額4,152万6,191円、収入未済額が1億7,570万2,082円でございます。

次、3ページです。

歳出、お願いします。1款 総務費 支出済み額517万7,260円、2款 公債費、支出済み額3,634万8,739円、3款 予備費、支出済み額ゼロ円、歳出合計、支出済み額が4,152万5,999円でございます。

次に、認定第5号 甲良町土地取得造成事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算書。

歳入予算額548万2,000円、歳入決算額198万3,016円、歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額198万3,000円、歳入歳出差し引き残額16円、うち翌年度繰越財源はゼロ円。実質残額は16円でございます。

2枚めくっていただきまして、1ページ、歳入でございます。

1款 財産収入、収入済み額198万3,000円、2款 繰越金、収入

済み額16円、3款 諸収入、収入済み額ゼロ円、歳入合計、調定額198万3,016円、収入済み額198万3,016円でございます。

次に3ページ、歳出でございます。

1款 公共事業用地取得事業費、支出済み額148万円、2款 諸支出金、支出済み額50万3,000円、3款 予備費、支出済み額ゼロ円、歳出合計は198万3,000円でございます。

続きまして、認定第6号 甲良町墓地公園事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計決算書。

歳入予算額210万8,000円、歳入決算額132万279円、歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額131万9,803円、歳入歳出差し引き残額476円、うち翌年度繰越財源ゼロ円、実質残額476円でございます。

2枚めくっていただきまして、1ページ、歳入でございます。

1款 繰越金、収入済み額4万241円、2款 使用料及び手数料、収入済み額122万円、3款 諸収入、収入済み額5万3,600円、4款 財産収入、収入済み額6,438円、5款 繰入金、収入済み額ゼロ円、6款 他会計借入金、収入済み額ゼロ円、歳入合計、調定額132万279円、収入済み額132万279円でございます。

次に3ページ、歳出をお願いします。

1款 墓地公園管理費、支出済み額9万9,803円、2款 諸支出金、支出済み額122万円、3款 予備費、支出済み額ゼロ円、歳出合計は、支出済み額131万9,803円でございます。

次に、認定第7号 甲良町介護保険特別会計決算についてご説明を申し上げます。

平成24年度甲良町介護保険特別会計決算書。

歳入予算額7億2,539万4,000円、歳入決算額7億1,900万4,263円、歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。

歳出決算額7億1,446万5,016円、歳入歳出差し引き残額453万9,247円、うち翌年度繰越財源はゼロ円、実質残額453万9,247円でございます。

2枚めくっていただきまして、1ページ、歳入でございます。

1款 保険料、調定額1億3,444万9,200円、収入済み額1億3,157万710円、不納欠損額80万3,275円、収入未済額207万5,215円、2款 使用料及び手数料、収入済み額1万8,400円、3款 国庫支出金、収入済み額1億7,025万991円、4款 支払基金交付金、

収入済み額1億9,753万5,513円、5款 県支出金、収入済み額9,929万3,867円、6款 繰入金、収入済み額1億1,541万4,560円、7款 繰越金、収入済み額384万6,790円、8款 諸収入、収入済み額107万3,432円、9款 財産収入、収入済み額ゼロ円、10款 財政安定化基金貸付金、収入済み額ゼロ円。

3ページをお願いします。

歳入合計、調定額7億2,188万2,753円、収入済み額7億1,900万4,263円、不納欠損額80万3,275円、収入済み額207万5,215円でございます。

次に5ページをお願いします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済み額2,973万4,774円、2款 保険給付費、支出済み額6億6,352万1,662円、3款 地域支援事業費、支出済み額1,351万8,586円、4款 公債費、支出済み額ゼロ円、6款 基金積立金、支出済み額270万7,000円、6款 諸支出金、支出済み額364万7,730円、7款 高額医療合算介護サービス等費、支出済み額133万5,264円。

7ページをお願いします。

8款 予備費、支出済み額ゼロ円、歳出合計、支出済み額7億1,446万5,016円でございます。

次に、認定第8号 甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算について報告いたします。

平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算書。

歳入予算額6,154万3,000円、歳入決算額6,177万9,115円、歳出予算額は歳入予算額と同額でございます。歳出決算額6,084万2,783円、歳入歳出差し引き残額93万6,332円、うち翌年度繰越財源ゼロ円、実質残額93万6,332円でございます。

2枚めくっていただきまして、1ページ、歳入でございます。

1款 後期高齢者医療保険料、調定額3,737万7,230円、収入済み額3,736万5,430円、収入未済額1万1,800円、2款 使用料及び手数料、収入済み額1万400円、3款 繰入金、収入済み額2,374万7,960円、4款 繰越金、収入済み額51万6,255円、5款 諸収入、収入済み額13万9,070円、歳入合計、調定額6,179万915円、収入済み額6,177万9,115円、収入未済額1万1,800円でございます。

3ページ、歳出でございます。

1款 総務費、支出済み額491万5,999円、2款 後期高齢者医療

広域連合納付金、支出済み額 5, 584 万 8, 818 円、3 款 諸支出金、支出済み額 7 万 7, 966 円、4 款 予備費、支出済み額ゼロ円、歳出合計、支出済み額 6, 084 万 2, 783 円でございます。

私の方からの説明は、以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○建部議長 続いて、建設水道課長。

○若林建設水道課長 失礼いたします。

続きまして、認定第 9 号 平成 24 年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成 24 年度甲良町水道事業会計決算報告書。

収益的収入及び支出でございます。収入支出につきましては、決算額を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

収入、1 款 水道事業収益、決算額 1 億 6, 365 万 1, 914 円、支出、第 1 款 水道事業費、決算額 1 億 5, 289 万 8, 402 円。

続きまして、3 ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入、第 1 款 資本的収入、決算額 59 万 8, 500 円、支出、第 1 款 資本的支出、決算額 7, 223 万 3, 390 円、なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 7, 163 万 4, 890 円は、過年度損益勘定留保資金 780 万 4, 176 円、消費税資本的収入調整額 43 万 4, 329 円および当年度損益勘定留保資金 6, 339 万 6, 385 円で補填いたしました。

続きまして、6 ページをお開きください。

平成 24 年度甲良町水道事業会計損益計算書でございます。

営業収益から営業費用を差し引きました営業利益は、3, 569 万 7, 238 円となります。

続きまして、営業外収益から営業外費用を差し引きますと、2, 229 万 7, 504 円のマイナスとなります。経常利益といたしましては、1, 339 万 9, 734 円となります。

続きまして、特別利益は、過年度損益修正益の 133 万 3, 337 円です。特別損失は過年度損益収益損で 440 万 9, 981 円となり、差し引きますと 307 万 6, 644 円のマイナスとなります。当年度の純利益は、1, 032 万 3, 090 円となり、前年度繰越利益剰余金 3, 178 万 7, 006 円となり、当年度未処理利益剰余金は 4, 211 万 96 円となります。

続きまして、8 ページをお開きください。

平成 24 年度甲良町水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございます。

当年度未処理分利益剰余金 4, 211万96円、利益剰余金の処分額がございませんので、翌年度繰越利益剰余金は4, 211万96円となります。

続きまして、9ページをお開きください。

平成24年度甲良町水道事業会計貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。

固定資産として有形固定資産合計31億6, 460万948円、無形固定資産合計1万300円、投資合計9万7, 000円で、固定資産合計は31億6, 470万8, 248円となります。

流動資産といたしましては、現金預金、未収金、貯蔵品の流動資産合計が3億3, 756万9, 411円となり、資産合計は35億227万7, 659円となります。

続きまして、負債の部でございます。流動負債未払い金770万9, 398円となります。

続きまして、資本の部でございます。

資本金は、自己資本金と借入資本金を合わせました資本金合計が13億4, 634万8, 940円となります。剰余金は、資本剰余金と利益剰余金を合わせまして剰余金合計が21億4, 821万9, 321円となり、資本合計が34億9, 456万8, 261円となります。負債資本合計が35億227万7, 659円となります。

続きまして、11ページをお開きください。

平成24年度甲良町水道事業報告をいたします。

総括事項といたしまして、甲良町上水道は、地方公営企業の目的である公共性を発揮するとともに、安全で安心できる良質な水道水の供給を図りながら施設の整備などを推進しています。水道管布設替工事も一段落し、今後は維持管理の時代となりました。今後は経年に伴う水道施設の保守と更新事業を中心とし、施設管理を重点に整備いたします。

また、昨年来の漏水調査の実施と、漏水箇所の修繕を併せて実施しています。また、計量法に規定しているメーター交換事業を実施いたします。

続きまして、議会議決事項でございますが、議案番号、認定第9号 平成23年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定についてとほか1件の議決をいただいているものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

主な建設改良工事でございます。みな川水環境布設替工事、ほか1件の工事を行いました。

続きまして、業務量でございます。年度末給水人口は7, 573人でございます。配水量は、年間107万6, 549立方メートル、有収水量は、年

間 90万6,805立方メートルでございます。有収率は84.25%でございます。

続きまして、15ページをお開きください。

事業収入に関する事項につきましては、供給単価が1立方メートル当たり162円20銭となります。事業費用に関する事項につきましては、給水単価が1立方メートル当たり160円80銭となります。収益的収支比率につきましては74.4%となります。

続きまして、17ページをお開きください。

企業債および一時借入金でございます。企業債、前年度末残高11億6,974万514円、本年度償還額6,251万3,974円、本年度残高11億722万6,540円となります。一時借入金はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。適切な審査をしていただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○建部議長 ご苦労さんでした。

もう少し。質疑に先立ちまして監査委員の木村議員から、平成24年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、意見書を朗読させていただきます。

甲良町長 北川豊昭様。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

監査委員 上野安徳、木村修。

平成24年度会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成24年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

期日、25年7月25日、26日および8月1日。

審査の対象、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得造成事業特別会計、墓地公園事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、以上の9会計で、その決算は次のとおりである。

一般会計。

歳入決算額は37億8,901万3,000円、歳出決算額は36億9,645万5,000円で、差し引き残高は9,255万8,000円となり、このうち平成25年度へ繰り越した事業に要する財源3,784万3,000円を差し引くと、実質残額は5,471万5,000円の黒字で、翌年度

へ繰り越した。

## 1、歳入。

歳入決算額は37億8,901万3,000円で、前年度と比べて5,674万5,000円の減となっているが、主には町税、地方交付税、繰越金の減によるものである。歳入決算における自主財源構成比は、33.2%と前年度と比べて0.5ポイント高くなった。自主財源の構成比は高くなったが、今後は今以上に税や使用料を確実に徴収することと課税漏れをなくすことを徹底し、収入確保の最大限努力をされたい。

滞納の状況を見ると、町税は不納欠損処分297万6,000円をした結果、4,807万1,000円で474万1,000円の減、保育料は299万2,000円で7万2,000円の増、幼稚園使用料等は13万4,000円で3万8,000円の増、住宅使用料は2,138万円で120万9,000円の減、不動産売払収入は83万円で2万円の減、学校給食費は7万5,000円で4,000円の減、児童クラブ利用料は38万1,000円で1万1,000円の減、合計で7,386万3,000円となり、前年度と比べて587万5,000円減っている。全体では、滞納額が減少しているものの、社会状況の悪化等厳しい面もあるが、ここはもう一度気を引き締めて、より一層徴収努力をされたい。

滞納額については、収納率は上がったが、依然として多額の滞納額、約7,400万があり、滞納額の減少に向けて今後町長の陣頭指揮のもと、法に基づいた強固な滞納整理も視野に入れ、体制の整備を図られたい。また、滞納整理の督促電話・文書・訪問等の記録を確実に整理するなど、担当者がかかわっても引き継ぎがうまくいくようにしておくこと。

## 2、歳出。

歳出決算額は36億9,645万5,000円で、前年度と比べて4,038万3,000円の減となっているが、主には教育費、民生費、消防費の減によるものである。

普通会計ベースによる公債費比率は10.0%と前年度より1.0ポイント低くなり、地方債許可制限比率は7.5%と前年度より0.8ポイント高くなり、地方債現在高比率は147.4%と前年度より5.7ポイント低くなった。この地方債現在高比率が200%を切ったのは、平成19年度から繰り上げ償還を積極的にした結果である。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は94.6%で、全年度と比べて1.9ポイント高くなったが、三位一体改革による影響も大きく、財政の硬直化が一段と進んでいると言わざるを得ない。さらなる人件費の削減や不要不急の事業見直し等による歳出削減および未収金対策による収入の確保に職員が

一丸となって取り組み、今後も経常経費の抑制に努められたい。

工事関係についても予算があるからといって漫然に執行せず、十分将来を見越して、工事内容を精査し、着工に当たること。また、事業執行にあたっては、できるだけ年度内執行に努力し、繰り越さないように努めること。

特別会計、企業会計です。

国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が9億4,469万円、歳出が9億3,291万7,000円、差し引き1,177万3,000円の残額は翌年度へ繰り越した。この会計は、平成20年度より後期高齢者医療制度創設および退職者医療制度対象者年齢が変更され、大きく制度改正されたことにより激変した。

また、健診事業も制度改正により各保険者ごとに受診することとなった。今後も保健福祉課と連携し、病気の早期発見、早期治療、多重受診者への訪問や日常生活での健康づくりを支援し、医療費の適正化および抑制に努めることを期待する。

特に、特定健診受診率は、受診勧奨事業により年々受診率が上がり、受診率約53%と県内トップの状況であるが、さらに関係機関と連携をとり、受診勧奨に取り組むこと。

なお、滞納は、不納欠損の81万9,000円を除いても4,814万4,000円と増加し、収納率も前年度より低下しており、今後も厳しい対応と実効ある滞納整理を求める。

後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が6,177万9,000円、歳出が6,084万3,000円で、差し引き93万6,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

本会計は、平成20年度より老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が新たに始まり、対象者は75歳以上すべての方および65歳以上で一定の障害のある方である。保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、市町が徴収する。

滞納は1万2,000円で9万4,000円減っている。滞納整理は初期対応が重要であり、増加しないよう十分義務を理解してもらうとともに、徴収に努められたい。

下水道特別会計。

本会計決算額は、歳入が4億695万6,000円、歳出が4億631万6,000円で、差し引き64万円の残額を翌年度へ繰り越した。

使用料及び分担金において滞納が2,104万4,000円となり、前年に比べて86万9,000円増えた。内金の処理などをするとして時効中断の措置をとり、確実な徴収事務を執行されたい。

下水道の面整備は、平成22年度でほぼ完了した。今後は維持管理に重点が移ることとなるが、水洗化率が県平均の約90%と比べても63.5%と大幅に低いことから、引き続き抜本的な対策を講じ、水洗化率の向上に努力されたい。

住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が4,152万6,000円、歳出が4,152万6,000円で、差し引き192円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納は1億7,070万2,000円に比べて36万8,000円減少している。また、現年の収納率はやや上がったが、今後も収納対策については一層努力すること。

不景気や償還者の高齢化等の理由で償還が思うようにいかないと思うが、今まできっちりと返済している方々を考えると、滞納をそのまま放置することは許されないことである。今後は悪質な滞納者には法的措置をとるなど、創意工夫して滞納に歯どめをかけるべきである。

土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が198万3,000円、歳出が198万3,000円で、差し引き16円の残額は翌年度へ繰り越した。

呉竹2カ所238.3平米を処分したが、残る土地についても早急に処分をし、土地代金の回収と固定資産税の賦課に努められたい。

未処分の町有地については、地籍調査業務と連携し、現況把握を行うとともに、管理の強化を図り、現状の回復・改善に努められたい。

墓地公園特別会計。

本会計決算額は、歳入が132万円、歳出が132万円で、差し引き476円の残額は翌年度へ繰り越した。

整備された墓地396基中、現在202基の処分で、その率51%であり、少しでも早期に処分されるよう努められたい。

また、墓地移転補助金の利用者が少ないので、今後も広く住民にPRして販売の促進を図ること。

介護保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が7億1,900万4,000円、歳出が7億1,446万5,000円で、差し引き453万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

認定者数は前年度より22人、5.4%の増、居宅介護サービス費は4.6%の増となっている。今後も認定者が減ることは考えられないことから、筋力向上トレーニング、転倒予防教室、せせらぎサロン等の介護予防事業への参加を積極的に呼びかけ、介護給付費の抑制に努められたい。

滞納は207万5,000円で、前年に比べると13万3,000円増えている。滞納の未然防止に向けてきめ細かに訪問し、納付義務を理解してもらおうとともに、徴収に努められたい。

水道会計事業。

本会計決算書の損益計算書において、収入の営業収益は1億5,973万7,000円、営業外収益は251万5,000円、過年度損益修正益で特別利益として140万円、支出の営業費用は1億1,812万5,000円、営業外費用は3,014万2,000円、水道料滞納の不納欠損を特別損失として463万円計上したため、当年度純利益は1,032万3,000円となり、前年度繰越利益剰余金3,178万7,000円と合わせると、当年度未処分利益剰余金は4,211万となる。

石綿管の更新が完了した平成21年度をピークに年々有収率が減少し、平成24年度では84.3%と3年連続して減少している。有収率は水道経営の根幹をなすものであることから、早急に減少した原因を調査し、向上に努めること。さらに、不正取水の問題もあり、水道経営の適正化に向けて今後も水道水の安定した供給に取り組むとともに、不正取水の発生対策に最善を尽くされたい。

滞納は、不納欠損額の463万円を除いても4,877万9,000円あり、前年より119万2,000円減少しているが、今後も徴収体制の確立をし、特に悪質な滞納者へは給水停止処分をするなど、毅然とした対応をされたい。

なお、給水停止処分手順の見直しを行うなど、徴収効果の上がる体制づくりを早急に整えられたい。

結論。

平成24年度甲良町一般会計および各特別会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の係数は正確であり、予算の執行および財産の管理については適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の係数については、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

国の三位一体改革や、県の財政危機回避のための構造改革により厳しい収入不足に見舞われたが、事務事業の見直しや経費の削減に努めたことは評価したい。

本町では、「森と琵琶湖を結ぶ 笑顔で暮らせる豊かな農村」を将来像とし、ゆとりやうるおいに満ちた心豊かな暮らしを求め、まちづくり施策、農業振興施策、教育・文化施策、環境施策、安心安全のまちづくり等において成果を上げてきた。

しかし、脆弱な財政基盤で、自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている。中でも地方債の現在高は、総額 89 億 9,582 万 2,000 円で、前年比 4 億 350 万 3,000 円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。

特に、俗に言うアベノミクスによる経済の上向きが期待されるところであるが、健全な財政運営を確立するため、危機感を持って行財政運営のスリム化に向け努力し、義務的経費の抑制に努められたい。

また、徴収金の滞納状況は前年度より 399 万 7,000 円減り、3 億 6,961 万 8,000 円となった。

その推移は、次のとおりである。

税収入や使用料、貸付金などの税外収入は、町財政における貴重な財源であり、滞納額があることは健全な財政運営を確立できない要因であるとの厳しい現状認識を職員一人一人が持つとともに、権利と義務が果たされる社会秩序を維持するためにも公平公正な徴収の認識のもとに実効ある収納・徴収業務を進めていただきたい。

具体的には、現年度分については、新規未納者や収入未済額が出ないよう、また、収入未済額をそのまま放置することなく、適時適切な納付監督や納付義務の意識づけを繰り返し行うなど、未納額等が大きく膨れ上がる前に積極的、かつ誠意を持って滞納の未然防止に努められたい。

また、過年度分については、特に誠意の見られない悪質な滞納者には、滞納処分、差し押さえ処分の法的措置や給水停止等を徹底して行うなど、行政の責任として町の強い姿勢を示し、公平で必要な措置をとるべきである。

このため、徴収対策本部の機能が不十分のように見受けられるので、体制の強化をし、定期的に会議を開き、常に情報等の連携を密にし、より強力な収納対策を実施されたい。なお、管理監督者は、現場担当任せでなく、担当を支援し、みずから率先垂範して徴収に努められたい。

なお、特別会計への助成金、出資金、操出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計ごとの独立採算がとれるように指導し、適正に処理すること。

また、財政危機を回避するために、職員が一丸となって調整全般にわたり合理化と経費の削減に努め、事業の執行にあたっては無駄のないように行われることを切望して、平成 24 年度決算審査意見の結びとする。

以上でございます。

○建部議長　ご苦勞さんでした。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午前 10 時 40 分　休憩)

(午前10時58分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、再開をいたします。

決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9議案につきまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第16 議案第39号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第39号 甲良町子ども・子育て会議条例。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

○**金田教育次長** それでは、失礼をいたします。

甲良町子ども・子育て会議条例についてご説明を申し上げます。

条例の説明までに本日ピンク色のパンフレット、チラシを皆さんにお配りをいたしました。これは国が出しているものでございますが、表に子ども・子育て支援新制度と書かれております。

中をお開きください。

左側ですが、子育てをめぐる課題の解決をめざしますということで3つの課題が書かれています。黄色いところを読みますと、課題1では、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれていました。課題2では、家庭や地域での子育て力が低下していると言われております。課題3では、待機児童が存在をし、近くに保育の場がなくなった地域もありますというような課題がありまして、これらを解決するために国の方では以下のような事業

を展開していこうというものでございます。また見ておいていただきたいと思ひます。

それでは、一番裏を見てください。

青の囲みの中に、よくある質問に答えますとあります。赤いA1では、平成27年度に本格的なスタートをめざしますとあります。その下に箱で囲まれた部分で、平成24年度、平成25年度、26年度、27年度という箱があります。25年度の箱の中には子ども・子育て会議設置、具体的な検討を行うというようになっていまして、これの地方版が本日提案させていただきます甲良町子ども・子育て会議であります。本条例で定めるものであります。また、パンフレットは見ておいてください。

さて、本条例であります、子ども・子育て関連3法の1つであります子ども・子育て支援法の制定によりまして、甲良町子ども・子育て会議を制定いたします。これから2年間かけてつくろうとしております甲良町の子ども・子育て支援計画をよりよいものにするために保護者の代表をはじめ、民生・児童委員、教師、保育士等々学識経験者も含め委嘱をし、調査、審議をお願いするものであります。

それでは、条例の中身をご説明申し上げます。議案書にお戻りください。

甲良町子ども・子育て会議条例であります。

第1条では、趣旨、この条例は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、甲良町子ども・子育て会議を設置し、その組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条、所掌事務、子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に規定する事項について調査、審議する。法第77条第1項と申し上げますのは、子ども・子育て支援計画などであります。

第3条、組織、子ども・子育て会議は、委員15名以内をもって組織をさせていただきます。

2項では、委員は法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し、学識経験のある者、その他教育長が必要と認める者のうちから教育長が任命し、または委嘱する。

法第7条第1項といいますのは、子ども・子育て支援に関する事業に従事をする者と読みかえていただきたいと思ひます。

第4条では任期、委員の任期は2年とする。

第2項では、委員は再任をすることができる。

第5条では、会長、副会長を置く。

第6条では、会議の規定としまして、会長が会議を招集し、その議長となる。会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3項では、会議の議事は出席委員の過半数をもって決する。

第7条では、協力の要請、会長は、委員以外の者に対しても資料の提出や説明、その他必要な協力を求めることができる。

第8条、庶務としましては、この会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理するものとします。

第9条、委任。この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることができる。

付則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。どうかよろしく願いをいたします。

以上です。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** パンフレットをいただきましたが、全員協議会での論議を深めようということでしたので、全員協議会の時点であればよかったなというように思っています。それで、パンフレットを見た後は、意見は後ほど述べさせていただきますが、第3条の委員15名以内をもって組織するというわけですが、この子育て会議の条例が決まれば、どういうスケジュールで進めようとしているのかの説明を願いたいと思います。最後のページにあります、平成25年度に子ども・子育て会議の設置をして具体的な検討を行うのがスタートになりますが、甲良町では年度内、ないしは平成25年中ということなのか、その辺のスケジュールと、15名の委員と、それから論議が進みぐあいですね、所轄は教育民生の管轄の、教育の委員会だというように思いますが、その時点で議会とのやりとり、つまり進行状況やその課題の進行などについての論議を深める場をどういうように持つか、説明をよろしく願います。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** まず、スケジュールであります。この条例を可決いただきましたら、直ちに委員さんを委嘱をしていきたいと考えております。25年度当初予算で見いただきました計画への業者委託は既に業者も選定を済みました。委員につきましては15名以内、先ほど申し上げましたとおり、民生・児童委員さんをはじめとし、学校の先生、保育士、もちろん保護者代表等々で組織をしていきたいと考えております。

早急に委嘱をし、まずはニーズの把握ということでアンケート調査等々を今年度中にやっていく。そして、26年度でその中身を検討しながら計画をどうしていくか。会議の中で十分にそのアンケートの項目も会議をし、回収できればその業者との折衝も含めてその会議の中で十分に議論をしていくと

というようなことになっています。議会上の議員さんとの、特に文教さんとの、委員さんとの協議というのは、今のところはまだ考えておりません。

以上であります。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第40号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第40号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○上田税務課長 それでは、甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

この条例でございますが、地方税法の一部を改正する法律、そして、地方税法施行令の一部を改正する政令、そして、地方税の施行規則の一部を改正する省令がこの平成25年3月30日に公布をされたことに伴い、甲良町税条例の一部を改正する必要が生じたので改正するものでございます。

それでは、条例の方をご覧くださいませでしょうか。

甲良町の税条例（昭和30年甲良町税条例29号）の一部を次のように改正するというところでございまして、第34条の7でございます。

この第34条の7につきましては、寄付金、税額の控除でございまして、改正内容につきましては復興特別所得税が課税されることに伴いまして、ふるさと寄付金に係る住民税の寄付金税額控除における特別控除の見直しでございます。

次に、7行目でございますが、第36条の2でございます。

これは、町民税の申告でございます。改正内容といたしましては、公的年金等に係る所得以外の所得を有しない者が扶養控除を受けようとする場合に申告の提出を不要とすることに伴う改正でございます。

次に1段目8行目でございますが、付則の第3条の2でございます。

これにつきましては、延滞金の割合等の特例でございます。改正内容といたしましては、延滞金について国税の見直しが行われました。当分の間の措置として、現在の低金利の状況に合わせて住民税の延滞金の引き下げを行う

ための条例改正ということになっております。通常の延滞金が14.3%でございますが、これを26年1月1日より9.3%に税率を引き下げをするというものでございます。

次に、下から6行目まで下がりますが、付則の第4条でございます。下から6行目になります。付則の第4条ということで、これは納期限の延長に係る延滞金の特例でございます。改正内容といたしましては、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金についてですね。先ほどと同じように国税の見直しに合わせまして当然の間の措置として、現在の低金利の状況に合わせて延滞金の引き下げを行うための改正ということになっております。

一番下の段でございますが、付則4条の2でございます。これにつきましては、公益法人等に係る町民税の課税の特例という内容になっておりまして、今回の改正内容といたしましては、租税特別措置法において公益法人等に関しての財産を寄付した場合の譲渡所得です。これが非課税特例になっておりますが、今回保幼連携型認定こども園設置のための贈与についてもこの場合に該当するということで追加されたことによります引用条項の追加ということで9項が10項になったということに伴う改正内容でございます。

1 ページ目、めくっていただけますでしょうか。

2 ページ目の一番上の段でございますが、付則第7条の3の2でございます。

これにつきましては個人住民税の住宅ローンの要項でございますが、今現在は25年度まで住宅についての住民税の税額控除がなされますが、今回、4年間延長ということで住民税の住宅ローンの控除が29年まで実施されるための改正ということになっております。

次に、5行目でございます。

付則第7条の4でございます。これは、先ほどの本則の34条の7と同じように寄付金の税額控除に伴うものでございまして、復興特別所得税が課税されるということに伴いまして、ふるさと寄付金に係る住民税の寄付金税額控除額の特例控除の見直しというものでございます。

次に、真ん中中断の15行目からでございますが、付則16条の3でございます。15行目、真ん中程度にあります付則16条の3、そして、7行下がりがりまして22行目の付則16条の4、そして、下から2行目の付則17条、そして3ページになりまして、3ページの上から8行目です。付則18条、そして中断にあります14行目の付則19条、7行下がりがりまして21行目の付則20条の2、そして、最後に下から3段目の付則20条の4でございますが、これにつきましては、先ほど申しました給付金控除の関係の34条の7、そして、付則の7条の4の改正に伴います読みかえ規定の削除というこ

とで、この部分が削除されることに伴う改正ということになっています。

そして、今、3ページの、ちょっと戻っていただきまして6行目ですね。この段の一番上から6行目の付則の17条の2でございますが、これは長期譲渡所得に係る個人住民税の課税の特例ということでございますが、今回の改正につきましては、済みません、17条の2でございますね。優良住宅の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございます。今回の改正としましては、租税特別措置法の改正に伴う引用条項の削除に伴う改正というものになっております。

簡単ではございますが、このような形で今回の条例改正をさせていただくということになります。最後、1枚めくっていただきまして、中断の付則でございますが、4ページ目の付則でございます。施行期日といたしまして、第1条、この条例は平成26年1月1日から施行すると。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するということで、1、付則第7条の3の2の規定は、平成27年1月1日から。

そして、延滞金にかかる経過措置といたしまして、第2条、施行後の甲良町税条例、付則第3条の2の規定は、延滞金のうちの平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについてはなお従前の例によるということになっております。

そして、最後に、町民税に係る経過措置といたしまして、第3条、新条例付則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人町民税についてはなお従前の例によるということでございます。

ただいま説明申し上げました改正につきましては、いずれも地方税法の一部が改正されることに基づいて甲良町税条例を改正する必要が生じて伴うものでございますので、よろしくご審議の方をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

確認の意味合いもありますけども、全員協議会で配られた資料の一番最初、本則の第34条の7のところの記述であります。全体、非常に複雑な条文を簡潔に説明をいただいたわけですけども、それでもなおこの最後のところですね、下の方の2行のところ、復興特別所得税の2.1%の所得税の控除分を住民税控除分で圧縮する措置ということで、所得税で減税を受ける。つまり全額控除ですからその額、そのものです。それを住民税の分の控除額が減って、つまりプラスマイナス効果は同じということになると思うんですが、

説明をお願いします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今おっしゃっていただきましたように、復興特別所得税、以前につきましてもふるさと寄付金をされた場合につきましても、所得税と住民税で税額控除される。具体的に、例えば甲良町に5万円の寄付金をされた場合に、控除額2,000円、引いた4万8,000円が所得税および住民税で税額控除を4,8,000円されます。ですから、実質その方が負担されるのは2,000円ということになります。今回、復興特別所得税が2.1%課税されることによって税額は増えるわけですので、所得税については、その増えた分の2.1%も控除対象になるということになります。ですから、2.1%ですので100円程度税額控除が増えるという計算になり得るのかなど。4万8,100円増える。100円増えて4万8,100円控除されるということになるんですが、今回の改正につきましても、その100円について住民税の特別控除の方でその100円に見合う分を減額をするという措置がなされるということになりますので、最終4万8,000円は変わらないよと。所得税では復興特別所得税分が増えた分の控除が増えますが、その分を住民税の特別控除で減らすという作業をしなければいけないというものでございますので、今、西澤議員がおっしゃったように、最終はこの復興特別所得税が出る前と出た後のふるさと寄付金の控除額は住民税と所得税を合わせると同じになるというものでございます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 説明をいただきました。この改正点は、主に私が思いますのは、付則の第3条の2の延滞金の割合、これは以前から高金利、国が延滞のペナルティーの意味でありますけども、高金利の指摘がありました。今回、26年1月1日から金利を当分の間ということですが、引き下げに踏み切ったことになりました。そして、これについては評価ができるものであります。

それから、付則の7条の3、これも住宅ローンの控除が住民税でも引き切れなかった分、延長になるという点で国民の声、住民の声を受けて改正に反映されたということで賛成討論といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり賛成することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第18 議案第41号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第41号 彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務の変更および規約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、彦根愛知犬上広域行政組合の共同処理する事務を変更し、およびこれに伴い彦根愛知犬上広域行政組合規約を変更することについて別紙のとおり関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**山本住民課長** 多賀町の紫雲苑の改修にあたりまして、新たに愛荘町がこの運営に加わるということになります。それにつきまして負担金の均等割なり、人口割りなりの、そういう規約の改正をお願いするものでございます。

それでは、白紙を入れまして4ページ目の彦根愛知犬上広域行政組合規約の一部を改正する規約ということで、ここをお願いいたします。

第3条中の中に、(3)の下に、新しく(4)ということで、「新たに設置する火葬場(関係市町が共同で火葬業務を行うために新たに設置する施設をいう。以下同じ。)の設置および管理運営に関する事務」、これが新たに加わるということでございます。

また、右側の方にありますが、彦根市から始まりまして、多賀町につきまして、この第4号につきましても同じ1市4町が同様に入るという形をとらせていただいております。

それとまた、第12条の第2号に次の1項を加えるということで、4号でございます。新たに設置する火葬場の設置および管理運営に関する経費、均等割および人口割ということをつけ加えさせていただくということでござい

ます。

付則としまして、この規約は許可の日から施行するというごさいます。どうぞよろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この議案については、内容を見てもみますと、愛荘町の加入が新たにされます。この点については、私は異論はありませんし、容認をしたいというように思っています。愛荘町が加盟をする火葬場の老朽化に伴って愛荘町もこの彦根犬上の紫雲苑に合流をするという方向で議会とも調整をされているところで新たに結論が出るだろうという聞いています。

しかし、この議案の新旧改正表のところの最後にあります(4)の新たに設置する火葬場の設備および管理運営に関する経費均等割および人口割というところの点で私は問題があると考えています。それは、もともと運営費についての経費割合は規則で決められておまして、2割が均等割、そして8割が人口割というようになります。私は去る広域の議会で計算式を提示をしました。彦根市が1にしますと、甲良町は2.1を超えます。そういう点で経費の割合が小さな人口で彦根市の割合の2倍を持つと、こういう状況はとても承服できないわけです。その根本の原因が均等割が2割にしているところから始まっています。そういう点では合理的な規約に改正する必要があると考えていますし、新たに今回こういう規約の改正をして(4)にこういう条文を盛り込むことによってさらに固定化されるというように思います。

もう一つは、この経費の割合、分担の実額で見ても、部分改修で済むものを全面改築にするという平成16年には部分改築の計画が出ていました。これを今回全面改築にするという点でも経費の割合、それから財政運営の状況から見てもそういう方向には進まない方がいいというように、私、考えておまして、2つの点で今回の規約の改正に反対をするものです。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第19 議案第42号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第42号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**大橋総務課長** それでは、議案第42号 平成25年度甲良町一般会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

今回、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,640万9,000円を増額し、補正後の予算を35億4,546万円とするものでございます。

地方債の補正は第2表で説明させていただきます。

1 ページ、第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、款8 地方特例交付金、補正額46万6,000円、9款 地方交付税、補正額808万4,000円の減額、11款 分担金及び負担金、補正額30万円、13款 国庫支出金、649万円の減額、14款 県支出金、249万2,000円の増額、16款 寄付金86万1,000円、17款 繰入金3,700万円、18款 繰越金686万4,000円、20款 町債、600万円の減額。

2 ページでございます。

歳入合計、補正前の額35億1,905万1,000円、補正額2,740万9,000円、計35億6,446万円。

3 ページでございます。

歳出、1款 議会費1万3,000円、2款 総務費849万4,000円、3款 民生費1,568万5,000円、4款 衛生費19万3,000円、6款 農林水産業費217万8,000円の減額、この中にはせせらぎ会計、特別会計からの繰出金の減といたしますと、せせらぎ会計から一般会計へ500万円の返戻というのか、戻し入れがありました。7款 商工費78万7,000円の減額、8款 土木費790万4,000円。

4 ページでございます。

9款 消防費17万円、10款 教育費287万5,000円の減額、1

3 款 諸支出金 7 9 万円、歳出合計は歳入額と同額でございます。

5 ページ、第 2 表、地方債の補正。

起債の目的、公共事業債等町道改良分 6 0 0 万円の減額、限度額補正前 3, 0 1 0 万円、補正後 2, 4 1 0 万円、合計 2 億 4, 0 4 0 万円、補正後 2 億 3, 8 4 0 万円。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 2 0 議案第 4 3 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)。

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 9 月 3 日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**山本住民課長** 予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 5 年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 9 9 万 1, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 4, 7 9 2 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 療養給付費、補正額が 2 7 0 万 8, 0 0 0 円、8 款 繰入金、4 8 万 9, 0 0 0 円の減額であります。9 款 繰越金、1, 1 7 7 万 2, 0 0 0 円であります。歳入合計としまして補正前の額 9 億 3, 3 9 3 万 2, 0 0 0 円、補正額が 1, 3 9 9 万 1, 0 0 0 円、補正後の額が 9 億 4, 7 9 2 万 3, 0 0 0 円であります。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1 款 総務費、補正額が 4 8 万 9, 0 0 0 円の減額です。8 款 諸支出金 3 3 3 万 3, 0 0 0 円、1 2 款 予備費 1, 1 1 4 万 7, 0 0 0 円でございます。歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。ど

うぞよろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第44号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第44号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** それでは、議案第44号 平成25年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ709万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,948万2,000円とするものでございます。地方債の変更につきましては第2表で説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正額でございます。歳入の部、1款 国庫支出金、250万円の増額です。2款 繰入金 55万2,000円の増額になります。4款 町債、350万円の増額です。5款 繰越金、53万9,000円の増額です。歳入合計といたしまして補正前予算額が4億2,239万1,000円、補正額709万1,000円、補正後予算額が4億2,948万2,000円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費、116万7,000円の補正をお願いいたします。2款 下水道事業費400万円、4款 予備費、192万4,000円の増額です。歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

3ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。起債の目的として、公共下水道事業債、補正前がゼロ円で、補正後350万円です。起債の合計額の計としては、補正前1億4,390万円、補正後1億4,740万円をお願いするもので

す。よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。  
次に、日程第22 議案第45号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○**陌間事務局長** 議案第45号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業  
特別会計補正予算(第1号)。  
上記の議案を提出する。  
平成25年9月3日。  
甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。  
人権課長。

○**奥川人権課長** 議案第45号 平成25年度甲良町住宅新築資金等貸付事業  
特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

表紙の裏面をお願いします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出総額に、それぞれ23万8,000円の追加をお願いし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,528万7,000円とお願いするものでございます。内容につきましては、第1表で  
ございます。

まず、歳入でございます。1ページをお願いいたします。

2款 繰入金、補正額23万8,000円の追加で、補正後の歳入合計額は2,528万7,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。2ページをお願いします。

1款 総務費、補正額23万8,000円の追加で、歳出合計額につきましては歳入合計額と同額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。  
次に、日程第23 議案第46号を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
局長。

○**陌間事務局長** 議案第46号 平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補

正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山本住民課長 予算書の次のページをお願いいたします。

平成25年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算、第1回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ217万2,000円をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。1款 繰越金、補正額9,000円の減額であります。5款の繰入金、6万7,000円、歳入合計としまして、補正前の額211万4,000円、補正額が5万8,000円、補正後の額が217万2,000円であります。

2ページをお願いいたします。

歳出です。1款 墓地公園管理費、補正額6万7,000円、3款 予備費、9,000円の減額です。歳出合計は歳入合計と同額です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第47号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第47号 平成25年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 甲良町介護保険特別会計補正予算書の裏面をお願いいたします。

平成25年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。  
予算の総額に、歳入歳出それぞれ299万9,000円を減額し、総額を7億5,582万3,000円にお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。3款 国庫支出金、補正額3万1,000円の減額、5款 県支出金、2万2,000円の減額、6款 繰入金、448万5,000円の減額、7款 繰越金153万9,000円の増額、歳入合計、補正前の額7億5,882万2,000円、補正額299万9,000円の減額、補正後予算額7億5,582万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費、補正額448万5,000円の減額、3款 地域支援事業費10万9,000円の減額、6款 諸支出金413万8,000円増額、8款 予備費254万3,000円の減額、歳出合計は歳入合計と同じでございます。よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** 7ページですが、確認の意味もあります。この時期よく出てくる補助金の返還金です。これは、私の疑問は、通常的な返還だと思うわけですが、何らかの誤りがあったのか、そうでなかったのかという点で、内容と、それから返還先がどこになるのかの説明をお願いいたします。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 24年度の補助金の確定によりまして、今額が確定しましたので、負担金を補助金として返還するものでございます。支払い先につきましては、支払基金と国の国庫で、国と支払基金に返すものでございます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第48号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第48号 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 平成25年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

予算書の裏面をお願いいたします。

予算の総額、歳入歳出それぞれ348万8,000円を増額し、総額を6,707万円をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。3款 繰入金254万3,000円の補正額、4款 繰越金93万5,000円、5款 諸収入1万円、歳入合計、補正前予算額6,358万2,000円、補正額348万8,000円、補正後予算額6,707万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

1款 総務費254万3,000円の補正額、2款 後期高齢者医療広域連合納付金88万1,000円、3款 諸支出金6万4,000円の補正額でございます。歳出合計は歳入合計と同じでございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第26 議案第49号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第49号 平成25年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 議案第49号の平成25年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

収益的支出の部で、甲良町水道事業会計予算第3条に定めております収益的支出の予定額で補正するものです。

支出の部、第1款 事業費用、既決予定額と合計額、補正額、ゼロ円で、合計が1億7,114万8,000円でございます。充用または組みかえに

よる補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** 水道会計については、山田元議員、山田壽一氏の損害金、それから過料が支払われたのかどうなのかという点では町民的関心の強いものです。

そこで、1つ目は、25年度に入ってから納入があるかないかで説明ください。

それからもう一つは、納入された場合は、以前も聞きましたけども、確認の意味なんですが、どの会計で、どの科目で記載されてくるのか、説明をお願いいたします。

○**建部議長** 水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 損害賠償金は決算の方でも上がっておりますけども、過年度の修正益で、平成24年度につきまして入っております。25年度についても今入っているところでございます。過料についてのは一般会計の方ですので、今係争中でございますのでまだでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 今ほどの答弁ですと、25年度については損害金は入っている。入っているのであれば、この補正予算に上がってこないのはなぜかの説明をお願いいたします。

○**建部議長** 水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 今も言いましたように、過年度の損益、修正益ということで、特別利益ということで処理を決算では打っております。ですので、調定というものはないので、特別利益なので、補正予算の中では上げてはおりません。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようでしたら、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第50号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第50号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成25年9月3日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 議案第50号 平成25年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

既決の予算で、歳入歳出それぞれ2,876万円を増額いたしまして、予算の総額をそれぞれ1億2,516万9,000円とお願いするものでございます。

1ページでございます。

歳入でございます。1款 繰入金、補正額500万円の減額、2款 諸収入3,376万円の増額、歳入合計、補正前の額9,640万9,000円、補正額2,876万円、補正後の予算額1億2,516万9,000円でございます。

次の2ページでございます。

歳出、1款 事務所費102万3,000円の減額、2款 直売所運営費2,973万1,000円の増額、3款 道の駅運営費37万8,000円の減額、4款 予備費43万円の増額、歳出合計は歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西川議員。

○西川議員 3番 西川です。

お昼からの一般質問に内容が入っているわけですが、きのうも全協で申しましたとおり、売り上げ等の明細関係があれば全員に配布していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○建部議長 室長。

○茶木道の駅管理室長 今回についてはちょっと口頭の方でご説明申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○建部議長 よろしい。

（「資料は出ますか」の声あり）

○建部議長 室長。

○茶木道の駅管理室長 8月いっぱい、今締めたばかりでございますので、ちょっと今、資料整理もやっている最中でございますので、申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○建部議長 遅れるということやな。

○茶木道の駅管理室長 はい。

○建部議長 ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようでしたら、これで質疑を終わります。

皆様のおかげで、ご協力のおかげで予定どおり午前中に議案審議が済まされました。午後、1時30分から一般質問を再開いたします。

それでは、1時30分まで昼食休憩といたします。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○**建部議長** 再開いたします。

日程第28 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。

なお、答弁する人も、簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、1番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○**阪東議員** 1番 阪東です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、学校給食における食物アレルギーについて質問をしたいと思っております。

昨年の12月に、東京の調布市の市立小学校において5年生の女の子が給食後に死亡した事故がありました。この事故をきっかけにアレルギーに対応した調理配膳用専用スペース等を盛り込んだ報告書というふうな形のものを作成されているわけなんですけれども、昔、我々のときはこういうケースはあまりなかったんですけれども、近年、児童および生徒さんにおきまして、多くの食物アレルギーというふうな形を発症する人が年々増えていると聞いております。本町につきましてはどの程度おられるのか、お聞きしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** それでは、質問にお答えをしたいと思います。

まず、人数ですが、両保育センターで7名、東で3名、西で4名、計7名であります。小学校におきましては4名で、東小学校で3名、西小学校で1名、中学校で1人、合計12名となっております。それ以外に職員、要するに先生で、東小で2人の方がおられます。それと、食物アレルギーではないんですが、川崎病で除去食が必要な生徒が東小にもう1人いるということです。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 過去、どの程度増えているのか、そこら辺、ちょっとわかりますか。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** 正確な数字はいただいているんですが、若干増加傾向にあるということは聞いています。それは、例えば地域性とかそういうのじゃなくて、近年調査をしっかりとるようになったというようなこともありますし、保護者の認識が上がってきたといいますか、そういうことでほんのちょっとのあれでも上がってくるというようなことで増えているというふうに聞いております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ②のところに移りたいと思います。

彦根市、豊郷、甲良におきまして、新たに広域給食センターの建設というふうな予定がありまして、アレルギーに対応した設備等も考慮して、また調理対応マニュアルというようなものについても完備されるというふうに思うわけなんですけれども、現時点でアレルギーを発症する児童もあるということなので、あるなしにかかわらず甲良町として調理の保管、あるいは運搬、そういうような安全手順というふうなものが現時点で確立されているのか、あればそれがいつごろ制定されたのか、また当然いろんな発症があるので見直しもされていると思うので、その見直しの経歴がそういうふうなものがあるのか、わからなかったらいいんです。手順がまず確立されているかというふうなところについてお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** 安全手順が確立しているかというので、まず調理でございますが、当然アレルギーの原因の食品、食材を除去して調理をする。調理したものを個別の食缶に入れまして、配缶をして運搬するというようにしてありますし、それを特別食と呼ぶんですが、特別職の配送するまでに学校に事前に連絡をします。引き渡しの際には確認表でチェックをするというような形で安全手順を確立をしているというふうに聞いております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** いつごろつくられたというのはわかりませんよね。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** それがいつごろつくられたかというのと、ちょっとわかりません。申しわけないです。

○**阪東議員** 一遍また見直しをしておいていただきたいというふうに思います。

続いて③の方で、最近所管する教育委員会の指示、所管の教育委員会というふうな形のもので、食物アレルギーについての授業を取り入れるというふ

うな学校も多々あるというふうな形で聞いております。その背景としては、やっぱり食物アレルギーの内容を正しく認識していないと事故の引き金になるというふうな形で児童の死をもたらすこととなります。

今回の、先ほどの事故のきっかけとなったのは、おかわりというふうな形でクラスの目標ということで、本人も完食ということで完食記録に貢献したかったというふうな形のもので、おかわりをしたことによって死亡したというふうな形なんですけど、本町も先進的な自治体より学び取るというふうなところが必要があると思いますが、見解というふうな形があると思うんです。その見解をお答え願いたいというふうに思います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**塚口学校教育課長** 教育委員会からの指示は特にはしておりませんが、また、食物アレルギーにかかわっての授業といいますか、1時間時間を設けてというふうなこともやっておりません。しかしながら、実際のところ除去食ということで、違う食缶で配膳しているという子どもがいるという事実がありますので、短学活であるとか、給食指導の時間ですね、そういう時間には当然その学級ではきちっとそういう指導はしております。

また、栄養教員というのもおりますので、給食指導の中で広くそういう点についても指導を深めていきたいというふうな方向は考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 先生も含めて沢山の児童がアレルギーというふうな形をお聞きしたわけなんですけれども、そういった意味で是が非でも教育というふうな形のものを取り入れていただきたいなというふうに思います。

続いて、④と⑤は同様な関係がありますが、一応別々に質問させていただきたいというふうに思います。

児童のアレルギーの事故の際に、教職員についてアレルギーショック緩和剤、名前はエピペンというふうなものなんですけども、ためらうことなく注射できる実態というふうな形が、先生があると聞いていますが、本町は先生が打つということに非常に抵抗があると思うんですけれども、本町の教育委員会として、それは責任を負う形でそういうようなものが起こった場合にすぐ打ちなさいよという指導をされているのか、されていないのか、その辺、ちょっとお聞きします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**塚口学校教育課長** まず、アレルギーショックにかかわってなんですけど、今ほど言っていただきましたエピペンという薬剤、注射器によって打つということになるわけなんですけど、いわゆるアナフィラキシーショックと言われるような、いわゆる皮膚的にはじんましんが出る、あるいは消化器的に言いま

すと、戻したりとか、あるいは一番困難なのは呼吸器系の呼吸困難になるというように急激に起こるといふふうなことです。投薬は必要であるというふうに考えておりますし、そういう研修会等も県下では行われております。

本町の現状の中で、食物アレルギーによってアナフィラキシーショックを起こすようなレベルの子どもはおりません。もちろんアレルギーの調査といいますか、医師による検査を少なくとも年に1回はしてもらって、報告をしてもらってますし、その医師の指導の中でどういふふうに対応するかというふうなことも伺っております。実際のところ、アレルギーという範疇で言いますと、もちろん食物アレルギー以外にもアレルギーというのはございます。実際のところ、アナフィラキシーショックの可能性を秘めている子は1人おります。その学校におきましては、そのエピペンというものが学校にも常に置いておりますし、また保護者、次の質問ともかかわってきますけども、その辺の中できちっとどのように扱うかということに加えて職員の研修の中でエピペンを使う研修も行っておりますし、実際、練習用キットというものがございまして、それを使って全職員がやっているというふうなことでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** それでは、⑤番の方になるわけなんですけれども、発症する児童が今のところおらないというところなんですけれども、当然学校側としても発症する可能性というか、また、子どもさんが出てくる可能性もありますので、そういう意味からすると、事故の対応というか、伝達マニュアルとか、そこら辺について十分掌握しとかんとあかんというふうに思うんですけれども、そういうふうな部分について事故対応のマニュアルというものが、それも確立できているのかということについてお聞きしたいというふうに思います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**塚口学校教育課長** 今ほど言いましたアナフィラキシーショックの可能性のある学校といいます東小なんですけど、そこにつきましては当然のことながらどこに保管しているということはきちっとありますし、どういう状況でどうする。実際のところ校外活動に出る場合ももちろんどの教員がそれを持っている、そして、子どもがどういう動きをしているというふうなことは計画の中できちっと明記するというふうな形でやっております。

それから、あと、その子の場合は昆虫のハチというのが原因でございまして、東小の方では、特に、いわゆる網ですね。防虫の網を窓につけるなどして、そういう対応もしております。

また、いわゆる食中毒であるとか伝染病であるとか、そういうようなもの

につきましては、ほかの小学校、中学校でも起こる可能性がございますので、それに対する事故対応マニュアルというふうなものは作成し、そして、それが活用できるような状況で研修も行っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でも甲良町については死亡事故がないように努力していただきたいなというふうに思います。

続いて、2番の防災訓練における安全というふうなものについて伺いたいと思います。

①の方で、8月4日に東近江市小脇町というか、太郎坊さんの端やと思うんですけど、そこで発生した防火訓練中の事故の原因は、火のついたアルコールが飛散したというふうな形で、女の子2名を含む3人が重傷と、男女7人が軽傷を負ったというふうなことで、女の子については当日、朝、ラジオ体操に来まして、その後実施された訓練で事故に巻き込まれたというふうなことです。訓練は災害想定の実態に近い訓練ほど安全から反比例して潜在する危険度というふうな形の高くなるろうと思います。事故を起こした自治体も、10年前から恒例の行事で、今回災難となったというふうな形のを新聞の中で書いておりました。

新聞社の訓練の実態調査では、甲良町を含む湖東地域の回答は、水消火器で消火訓練をやっておって、実際火を使わないから大丈夫であるというふうなところの見解が報道をされております。火を使う、使わないは別にして、今回9月に実施する甲良町の総合訓練というふうなものが実施されるわけなんですけれども、町として各集落に、特に安全指導というものが行ったのかというふうな形のものをお聞きしたいと思っております。

企業については消防署から通知が、安全指導が来ております。ファクスで流れております。甲良町としてはどう対応されているのか、お聞きしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今のご質問ですが、県の方からお盆過ぎに通達というのか、消火器の訓練については十分気をつけるようにということと、この事故によってその訓練が消極的にならないようにというふうな通達が来ております。それによって8月28日に消防団の幹部を集めまして、こういう通達が来ていたので徹底するようにということをお願いしていますし、9月1日、この間の日曜日ですが、雨も降る中ですが、各字の自警団の方に寄っていただいて消火器訓練を実施しました。

そのときポンプの操法訓練もしたんですが、ここにあります消火器の取り扱い訓練と、それから注意事項というマニュアルをお渡しして、これで各字

の訓練には十分指導していただくようにということで確認をさせてもらっています。

それと、各字の区長さんには、今度は訓練のために粉消火器をお配りします。そのときにこのマニュアルをお渡しして、直接区長さんに面談の上説明してお渡しするという事になっています。

それで、例えば字で10本の消火器訓練をされますと、余分に3本使わないというのか、いざという時のために予備の3本の消火器をお渡しするよという事を考えております。既に幾つかの集落からは、粉消火器じゃなくて水消火器に変えたいという、そういう訓練の消極的なご意見もありますが、できるだけ粉消火器を使っいただくよいうことをお願いしています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 当然避難訓練もあると思います。お年寄りが駆け足で足を滑らせて骨折というふうな形も考えられますので、そういうような点について十分に考慮していただきたいなというふうに思っております。

それと、②に、これはどうなのかというふうな形のもので私も疑問のところを思うんですけども、新聞報道によりますと、東近江市、今の小脇町も訓練するための訓練マニュアルがなかったというふうな形なんですけどね。訓練の指針がなく、現場任せであったことが新聞に記載されておりました。現場には訓練に使用する消火器以外に水の出る消火器しかなかった、その引火、人に移る引火が想定外だったというふうな形のもので新聞に記載されているわけなんです。そのために混乱によることが後手に回ったというふうな形が代表の人が会見をされておりました。

本町としても、今後、今回じゃなくて今後、やはりそういうふうな事故が発生するときについては、やっぱりある程度事故の通報、あるいはいろんな形のマニュアルが要るかもわからんのですけれども、訓練に対してのマニュアルの必要性というのはどう考えておられるのかが1点と、今後、事故のマニュアルが本当に、通報訓練、町内への通報、またそういうような消防署の通報というふうな形のもので必要と私は思うんですけど、どう考えておられるのか、ちょっと意見をお聞きしたいというふうに思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今、マニュアルのことが出ました。実は、平成22年3月に滋賀県の方から自主防災組織活動マニュアルという形で、各集落の自治会長さん、区長さんのところにお渡ししています。この中に、小さい字ですが、役員がかわられたら次の人に引き継いでくださいというふうに書いているんですが、22年3月ということとは23、24、25年と3年もたっています

ので、果たしてそれがうまく引き継がれているかどうかということ、ちょっと今確認はしていないんですが、そういうこともあって、もう一度この自主防災組織活動マニュアルというのをもう一度点検していただくようにということと、多分ない字もありますので、再度増版してでも配っていきたいなと思っています。

それから、訓練の報告はまた後で区長さんの方から町の方に出していただくんですが、そのときの通報等も確認の上、また徹底していきたいなということを考えています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

続きまして、3番目の庁内の防犯対策についてというふうな形についてお伺いしたいと思います。

今年7月12日に、朝、兵庫県の宝塚市役所、男が火炎瓶を投げつけて放火し、職員など5人がけがをされましたし、市役所内については炎が燃え広がり、多くの損害が出たわけなんですけれども、犯人の男が訪れたのは税金を取り扱う窓口で、滞納をめぐるトラブルが犯行の引き金になったというふうな形を耳にしたわけです。

昨年、本町も税務課職員がナイフで脅される事案があり、改めて職員の安全性を問う質問をさせていただきたいと思います。

そこで、私が12月議会において一般質問を行った内容で、その時点でほぼ、記録を見ますとほぼ全30ページにわたって記述された対応マニュアルが完成されると聞いております。そのとき完成されていると総務課長がおっしゃったので完成されていると思うんですけれども、その後、作成された対応マニュアルで、当然職員の研修をして、当然トレーニングをしないことには何の意味もありませんので、いつごろを研修をされて、また研修できなかった人についてはいつごろ配布されたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 確かに昨年の12月に不当要求対応マニュアルというのをつくっていますということを申し上げました。実はその時点では、素案としてつくってただけで、不当要求対策官のご意見とかも取り入れてつくっていかうと思っていました。

それで、この4月に奥野さん、かわられましたので、その人にもう一度見ていただいているような意見をお聞かせ願って、今それで調整をしています。それで、今年の7月にも職員が脅されるというふうなこともありまして、実は刺すまでも早速買わせていただいて、下の事務所に備えています。それと、

今後のことも考えて防犯カメラの設置等も考えているところでございます。

マニュアルにつきましては、課長会で一応こういうようなのをつくりましたので、見てくださいと。ご意見があれば総務課なり、税務課の方へご意見を聞かせていただきたいということで今各課に投げかけているところでございまして、9月20日ぐらいにはその意見が集約できて、9月中には製本化できるんじゃないかなと。

職員の研修会ですが、なかなか全員が集まる機会というのはありませんので、とりあえず課長会でお渡しして、年始の職員が集まる機会がありますので、そういうところで皆さんに徹底していきたいなというふうなことを考えています。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** また確認はさせてもらおうと思うんですけど、先ほど言われました、甲良の方にも7月に事件があったんですというふうな形で今お聞きしたんですけど、本来窓口というのは女の人が沢山おられます。そういうような方に、当然宝塚みたいな形があったら身の危険を感じるというのを窓口の人が感じると思うんですね。そこで一番重要なのは、上司がいない、端にいてるのはいてると思うんですけども、相談する人がないというふうな形で、警察に通報してもええか悪いかというふうな形の判断が一番重要だと思うんです。要は課長会でちょっと論議をしておいてほしいのは、わかりやすい言葉でどういうふうな言葉の暴言が吐かれたときに通報するんやというふうな形が明らかになっていないと、また人権とかいろんな形の問題でもめてくる可能性があるんで、やっぱりそこら辺はちゃんとマニュアル化して、当然脅して殺すぞとかいうふうな形になったら恐怖感を感じるというふうな形になるので、そういうふうなところら辺についてもやっぱりわかりやすい言葉でマニュアルの中に、こういうことが出たら通報しなさいよというふうな形に職員に言うてないとマニュアルじゃないと思うんですね。ちょっとそこについて見解をお答えください。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 確かに対応は女子職員がしてまして、身の危険も感じたというふうなことを聞いていますので、そのときは幸い上司がいましたので一緒に対応していただいたということでございます。そのときのことをもう少し言いますと、その日はそれでいったん帰られたんですが、また次の日も来られていろいろと苦情とか、言われたので、不当要求対策官に来ていただいて、その日にも課長会を開催し、対応を確認しました。そのときは警察を呼ぶということもお互いに確認したところでございます。

それと今、どういう言葉で警察を呼ぶか、脅された言葉というのは、この

マニュアルの中に入っていますので、これを職員に徹底していききたいなというふうに思っております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** そういう形が十分に認識されて、やっぱり徹底できればいいと思います。

そして②で、今年度、不当要求官が新たに着任をされましたが、町としての重点的にお願いしている内容というのはどのようなことなのか、お答え願えればありがたいなと思います。

○**建部議長** 企画課長。

○**中山企画監理課長** 今ほど総務課長の方から具体的な例も出ておりましたけれども、雇用の段階でお願いしておりますのは、不当要求があった場合の対策とか対応、それと、住民とのトラブル相談、また入札制度でのいろんな問題も考えられましたので、見直し全般を含めての内容ということでお願いはしております。

具体的には受付窓口でのトラブル等が発生しておりますので、その介入指導、また、そういう方たちの調整会議等の立ち会い、また、職員からの事前の相談等もございますので、そういう内容、今回のマニュアル作成等につきましても今まで持っておられるいろんなノウハウを見て意見をいただくというような立場でお願いしております。

ただ入札制度につきましては、一般競争入札ということで新たな方式を取り入れまして、今回にあたりましては、現在にあたりましては入札時の立ち会いということで立会をいただいております。幸いスムーズな執行ができているというふうに考えております。おおむねそのような状況でございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ありがとうございます。

続きまして、4番目の計量法に基づくメーター交換と不正取水について伺いたいと思います。

①ですね。計量法によるメーター交換は昨年は議会の一般質問で長寺西、法養寺、小川原の3つの字が交換対象になったということで聞いております。昨年12月以降、メーター交換はどれだけ進みましたか。完了の集落名ですね。また、甲良町全体の何割ぐらいが終わったのかというふうな形のものをお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** メーター交換ですけれども、12月以降はできておりません。今年度につきましては8月末にメーターの修理が完了したところでして、これからメーター交換を行う予定でございます。3分の1分が完了した

だけということでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ということは、昨年12月から3月までは進んでいないということで、全くあれから進んでいないというふうな。そうなりますと、全く進んでいないということで②の方に移らないとだめなんですけれども、一般に検査を行おうとする場合に、普通は企業というふうないろんなところについては過去のデータの関係というか、ものを調べて検査方針というのが決めると思うんです。今回メーター交換と不正取水というふうな形のもので、昨年から同時に行うというふうなことを言うておられましたね。ただ計量法でメーター交換やったら業者に渡せばいいわけなんですけれども、それと同時に併せて検査も行うんやと。不正取水の検査も行うんやというふうな形のものでお話があったと思うんですけれども、そういうようなことで今後メーター交換をされるときに、町としてもやっぱりターゲットというか、検査するのは抽出でやるか、いろんな形のもので決めて、どういうところを考慮して検査するかというふうな形がやっぱりどんな企業でも決めておられると思うので、やっぱり全くその過去から料金が変わっていないところについてわざわざ職員が検査に行っても仕方がないと思うんですけれども、そういうような検査体制というふうなものを確立化してから回って、こことこことを抽出的に検査しましたというふうな形にしてほしいんですけれども、今現在どのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 重点ターゲットということですが、以前からも言っておりますように、具体的な情報は得ておりませんので、一応抜き打ちということで業者が順番に回っておりますので、どこになるか、どこの家に当たるかというのはわからないというような状況でぐるぐる回りながらというふうに考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ちょっと疑問に思うんやけど、やはり何割ぐらい、要は取りかえる何割ぐらいを検査をして、自分たちの暇な時間でちょっと見に行くんやというふうなのは検査にならへんと思うんですね。そこら辺をちゃんと確立してから、今日はここについてこうするんやと、だから、逆に言うたら職員の方に業者を合わせてもらわんとあかんというふうに思うんやけれども、そういう点についてお伺いします。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 抜き打ちということですので、私らが出ていくときだけということでした。以前も言いましたけども、業者の方で何かあれば連絡

するようというのでやっておりましたので、今年度についてはそういうことではなく、できるだけついて回って、ずっとつくというのは何社かありますので何社かを転々と点検しながらというふうな予定はしております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でもほかのところの課を動員してでもちゃんとやってほしいというふうに思っております。

次に、④の6月19日の中日新聞の掲載で、山田元議員から過料の1,544万の取り消しの訴訟が起こされており、町側としては争う姿勢というふうな形で記載されておりました。その後、そのときの新聞によりますと、口頭弁論が始まりまして公判中ということで、現在答えられるか答えられんかわからないんですけど、その状況がわかれば答えてええ部分でお教え願いたいのと、もう1点、やはり地裁の結審ですね。大体見通しはいつごろになるのか、お答えください。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 平成25年4月17日に、甲良町を被告として訴えられております。1回目の口頭弁論が先ほど言われた前日、6月18日にありました。2回目が7月22日で、両日とも答弁書、準備書類、証拠書類等を提出いたしております。次回も9月の中ごろに開廷の予定であります。議会でも説明させていただいた根拠であるとか、水量、そういうようなものはすべて出させていただいております。

結審というのは、まだ今のところわかりません。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

続いて、道の駅せせらぎの里甲良の運営状況についてお伺いしたいと思います。

今日、新聞をもらったんですけども、オープンより5カ月が過ぎまして、私も行っておりますと、平日にもかなりの多くのお客さんが来られてお買い求めになっているというふうな形です。現在の経営状況というふうな形のを今日お聞きしようと思っていたんですけども、新聞の方が先に出てしましまして、今日の新聞によりますと、5カ月で13万人ということで、月2万6,000人というふうな形のもので集客されておるというふうなことなんです。目標が年30万人ということは、月2万5,000ですから、1,000人ほどはるかに多いというふうな形のもので、甲良町にとってはよいことかなというふうに思っております。

また、売り上げ実績についてもオープン以来23万というふうな形で書かれていますので、これは月と、新聞に月とか書いていないのでわからないん

ですけれども、23万とした場合にはおそらく690万、1日を計算したら690万というふうな形になってこようかと思えます。

そういった意味で、まず集客数はこれでわかりましたし、売上高についても、これが正しければ、新聞が正しければ約700万弱、あと、売上原価ですね。原価がどれぐらいかかっているのか、また、経費がどれぐらいかというのは、先ほどわからないというふうな形の質問なんですけど、ちょっとどうなんでしょうね。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 新聞で、まず売り上げはオープン以来23万円というふうに書いておりますが、これはグッズの売り上げということで、5カ月間のグッズ、ココラちゃんとかの売り上げ額が示されている部分というふうに解釈をしております。

私の方で4月から8月、今、8月がちょうど終わったばかりで集計も先ほどお昼に返ってきまして、担当の方がしておりますので、若干それを聞いてきております。4月から8月末で、現在で総売り上げが約4,740万円の売り上げがあります。原価といたしましては、若干まだ抜けている部分もございまして、約3,400万円の原価ということで、約1,300万の純収益があるということで今現在動いております。あと、必要な経常経費につきましては、いわゆる消耗品的な部分については節約をしながら進めていこうということで、今回の補正にも上げていますように、一般財源の500万円の一般会計の方にお返しするなり、そういう方策をとりながら販売の推進に当たっているというところでございます。

細分化についてはまだまだこれから内訳をつくっていくということになるかと思えます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 昨年、25年の目標ということで、月に直せば、年間売り上げが7,000万、今年目標というので、はるかに超すんと違うかなと思っているんですけど、月に直せば大体580万ということで、今現在約九百何万ですか、月。そうするとかなり高い水準やと思うんですけども、非常に頑張ってもらっているなというふうな形のもので、今後このような形で続いてほしいなと思えます。

もう1点、やっぱりこれだけ利益が上がってくると、また買い掛けとかいろんな形のもので決算が非常にややこしくなってくるというふうな形のもので思うんですけども、やっぱり基本的にはこういう商売をやっていると、やっぱり複式連結決算というふうな形のもので本来の姿と違うかなと思うんですけども、まだ、今単年度でいろんな処理をされているので、この点に

ついてやっぱり複式でやるのが普通、水道課は複式ですよ。完全な企業複式ではないんですけど複式簿記を採用されているということで、この点について管理室長、どのような見解を思っているのかなど。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 今現在は、町の方で経営するということから、単純な一般会計方式の予算編成で行っておりますが、事務的には合計金額、集計してこれだけだというお話を今させていただきましたが、その中の種別を6項目に細分化をして、毎月毎月整理をしながらどれだけ売り上げがあつて、どれだけの原価がかかっているのかとか集計をやりながら、どういうふうな経費がかかっているのかということについては整理をしながらやっております。最終的には消費税の申告がございますので、来年、年が明けたらその辺の整理もしながら申告に向けての原価計算も必要やというふうな考え方はしております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。今後、運営の強化のために、やっぱり不足しているというふうな形、いろいろ聞いておったんですけども、あまり使わんといてくれというふうなことも前回話をしておったんですけども、今後やっぱり運営を強化していく中では、やっぱり不足している資源というのがこれから重要になってくるのではないかというふうに思います。室長として人的資源、人の資源についてはその人の力量もありますし、保有免許とか、そういうようなものがあるかと思います。そういうようなものの専門知識ですね。それと今の生産組合の組織、ただ生産組合とか加工組合とか、いろんな形のものが組合、また他社、一般企業との連携というふうな形のものもあろうかと思います。また、施設について、今現在の施設について、また敷地環境についていろいろあろうかと思つています。また、イベントを企画する段階で地域のそういう調和、またお願いする部分というふうな形があろうかと思つていますけれども、そういうような形を含めて今本当に第一の必要とする、思つてはる資源というのは何かというのでご説明いただければありがたいなと思つています。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 いろいろ質問をいただいております。人的資源がどうなのかということから、施設的な関係から聞かれているわけでございますが、立地的環境から見ますと、通行者の方もお話をしていますと、本当にいいところにあるな、環境がいいなということで、今の環境を維持しながら、青い田園風景を守りながら、今の道の駅を維持してくださいよという方も沢山聞いておりますので、私はそういうことから307の通行者からの利便性から

考えると、本当にすばらしい立地であるというふうに解釈もしているところ  
でございます。

それと、イベントのPR活動については、産業課とタイアップ、観光協会  
もでございますので、そういう部分ともタイアップしながらまずはイベントの  
開催計画も考えてきました。今回はちょっと1日は中止、台風の関係でなり  
ましたが、そういう部分がございますし、また、生産者組合がみずから組合  
の中に各部会がございますので、今やと小菊は相当盛んにやっておられまし  
たので、いわゆる8月にはそういう小菊を使った夏のお盆セールなんかも考  
えておられますし、そういうところと私たちの事務局、管理側とのいわゆる  
連携をとりながらPR活動をしていこうということで、そういう部分につい  
ては新聞折り込みなんかを入れながら販売促進を図っていこうということで  
連携をとりながらやっているという、そういうPR活動については順次やっ  
ているところでございますし、また、町民の方についても、いわゆる区長さ  
んを通じてお配りをしていただいている部分もでございますので、順次手探り  
状態の中ではございますが、進めているというふうな状況で売り上げのアップ  
につながってきているんじゃないかというふうに思います。

人的については、今現在我々職員3名出まして13名で動いておりますが、  
販売員さん8名、これはローテーションで、朝8時から夕方6時半までと  
いう形でローテーション形式をとりまして、年間休みはございませんので、  
休みをとりながらやっていただいておりますので、人的な、いわゆる力量、い  
ろんな方がございますが、人的の人数については別に問題がないというふう  
に考えているところでございます。

あと、施設的には、明許繰越でご承認も、議会の議決もいただきました。  
あと、前の販売所と今の交流館の間に、いわゆるイベント広場、館の小屋を  
建設するというので今建設の打ち合わせもやっております、着工に入っ  
ていきたいというふうな形の中でそういうイベント的な広場、ちょっと休憩  
もできる広場の屋根つきドームの建設ということで今取りかかっているところ  
でございますので、そういう部分が完成をしてきますと、ある程度充実し  
たものができるというふうに私ども考えております。

あとは、消費者ニーズによって足りないものは順次整備をするなり、検討  
も今後必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

それでは、3番目の、また同業者とか利害関係者から苦情を含む、苦情ば  
かりじゃない、よいところも含んで、その利害関係者からの発信された内容

というのは何かございましたらご説明いただいたら。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 私どもも4月から本当に本格運営をさせていただいております。消費者の方から苦情もいただいておりますし、またお褒めの言葉もいただいております。お褒めの言葉については当館にお客様として来られた方が、多くの方が木のいいにおいが、香りがするな、このまま維持してずっと行きや。そういう励ましの言葉をいただいたり、通路が広いから買いやすいなとか、そういうお言葉もいただいているふうな状況でもございますし、いつも販売員さんとも言っていますが、きれいな販売所をめざして掃除をしっかりやりながらお客様を迎えていこうということで毎日掃除も、朝から、早くからやっただいて、そういう形の中で環境をよくする取り組みもしながら努めているところでございます。

苦情もございます。いわゆる生野菜を扱っている関係上、やはり購入されると、若干腐食の問題があったり、いろんなことがございますので、そういう苦情もいただいておりますが、それについては親切、丁寧に謝って、お客様の対応をどうさせてもらいましょう、お金は返還しましょうか、いや、同じものを返しましょうか。そこまでお話をしながら理解を求めて、生産者、出された方にもその旨はお話をしっかりして、生産者にいいものを出していただくということもしながらその人との対応をきっちりとしながら返すものは返して行って、消費者と生産者のこともちゃんとさせていただく。それから、我々の管理のする方もしっかりと、その辺はふまえて見直していきながら進めていっているということで、そういう苦情もいただいているのも現状でございます。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。

10月21日、スマートインターというふうな形のものが開通されます。ますますせせらぎの里こうらに集客ができることを祈願しまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 議長の許しを得たので質問に入ります。

甲良町の人口は、現在滋賀県で一番少なくなっています。ひところに比べて1,000人近く減少しています。原因はいろいろとあると思いますが、若い世代が定着しないことが1つの要因ではないかと思っております。私たちは、

不正をなくして住みよい甲良町をめざすためにも、若い世代が住み続けられる具体的な施策の充実が必要だと考えています。

全国の例でも、昨年、議員たちで長野県の方に研修旅行に行きましたけど、長野県の下條村では、若い世代のためにといろいろな施策を充実させたため、若い世代が移り住み、人口がどんどん増えているということでした。

そこで、子ども医療費無料化など、若い世代が楽しく、安心して暮らせる町にするために3つほどお尋ねいたします。

1つ目、医療費無料化を中学校卒業まで充実すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、担当課長。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 この件に関しましては、6月議会の西澤議員さんの一般質問にお答えいたしましたとおり、甲良町では大変厳しい財政事情がございまして、実施するのは困難な状況なんでございますけれども、近隣の市町が実施しているということがありますので、それもふまえて今後検討していきたいなと思っております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、担当課長がおっしゃったように、豊郷でも多賀でもいろいろやっています。ぜひやっていただきたいと思います。

2つ目に入ります。若い世代が定着して甲良に住み続ける上で、医療費無料化を中学卒業まで拡大することが重要な施策ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 今お答えしたとおりでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ぜひお願いします。

それから、3つ目ですけど、若い世代の要求を取り入れて拡充することが重要ではないかと思いますが、どうですか。

○建部議長 具体的に何かというのは。

保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 今までは入院だけを中学校までの児童に無料化をしておりますけれども、今後につきましては、先ほども言いましたように、近隣の市町が実施しておりますので、財政も相談しながらですけれども、どこまでいけるかわかりませんが、医療費を中学校までできればいいんですけども、そういうような無料化も考えていきたいという、何べんも答弁になりますけれども、そういうふうを考えてございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 ぜひとも中学卒業まで無料化に進めていただきたいと思います。

医療費無料化以外にも、2人目の子どもの保育料を軽減するとか、学校給食費の軽減など、子育ての経済負担を軽減してはどうかと思いますが、今後、これから先考えると。ぜひ皆さんで知恵を出し合って考えていく必要があるのではないかと思います。町長、いかがですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 今、丸山議員の質問の中には、通告書にはございません。質問内容が通告書の中にはないんですが、保育料とか給食費、特に給食費の場合は2年後には小中学校はセンター方式で、1市2町広域でやるというようなことにもなります。したがって、甲良町が単独で運営するわけではございませんので、そこらは今後1市2町で検討をしながら進めていきたい、このようにも思います。保育料については、これも1つの提案をいただいておりますので、今後の課題として検討もさせていただくということになります。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 これは、私の提案として検討していただきたい。お願いしておきます。

次に、同和特別施策の終了について、同和地域固定資産税の減免は、法的な根拠があるのかをお尋ねいたします。担当課長、よろしく頼みます。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 同和特別対策終結について、法的なところはどうかというご質問でございますが、この同和対策事業が実施されてきて、固定資産税の負担が大きくなっている中で、住民の方の生活安定とか、福祉の向上、そしてさらに同和対策事業の促進という目的で固定資産税の同和減免制度が創設されてきたという中で、全国でも、この市町村においても減免の制度が実施されてきたということでございますが、一方、平成13年度末でございますけれども、地対財特法が喪失した。これを機に、全国的にも、そして本県市町においても、制度の見直しというのがされている状況が市町村であると。近隣市町におきまして、彦根市、そして隣の豊郷町、そして、愛荘町でございますけれども、廃止および経過措置という形で段階的に縮減等の制度の見直しがされているという事実であるわけなんですけれども、甲良町におきましては、ただ法的な部分も含めて、そして地域の実情というのをふまえた上で協議を進めていくということが必要ではないかなというように今の状況では考えているというところでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 今、法的なこともあると言いましたけど、法律はもう終わっ

ているのではないのでしょうか。もう一度お尋ねします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 法的な根拠も含めてと申しましたけれども、税条例の中で71条ですか、減免制度というのがありますけれども、そのあたりのとらまえ方もあると思いますが、今おっしゃるように、全国的には今おっしゃるように、地対財特法が喪失した中で減免のところを協議した上で、経過措置の中で縮小しているところもあるというのは事実でございますけれども、甲良町も含めて、そこらあたりも含めて協議をする必要があるというような状況で考えているというところでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 きこのうの全協でも言っていましたけど、甲良町も財政難だということはつくづくわかりました。だから、そういう点においても、やっぱりこういう甲良町全員から同じような税収を、固定資産税、こういうものを出したら、甲良町も徴収すれば少しはよくなるのではないかと思いますので、ぜひそうやってほしいです。いかがでしょうか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 税収の増という部分であればそうかもしれませんが、その問題というよりも、やっぱり制度的な実態というところをふまえて地元との協議をしながら、今の現状の中で必要なかどうかというのが第一義ではないかなというようには考えております。

○建部議長 丸山光雄議員、次の質問に進んでください。

○丸山光雄議員 はい。一日も早く同和減免を終了すべきであり、少なくとも期限を決めて終了する必要があるのではないかと思います。前回、私が提案して地域限定でした固定資産税の減免について、やめるべきと質問しました。そのときは、町長の見解を聞かなかつたのはしばらくの間、検討してほしいと思ったからです。改めて今回お尋ねします。町長にすべきことは公平、公正なまちづくりが大事なことでありますから、この制度は税の負担を軽くし、同和地区の方々の暮らしを応援する制度の1つです。この制度は、同和対策事業を進める上で必要だったと当局が述べていますが、同和対策事業が終わった今、終了するのが当然じゃないのでしょうか。法律上、根拠がないものをいつまでも続けるということは町民には納得できないと思います。いかがでしょうか、町長。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 先ほどからこの件については、税務課長が答弁したとおりであります。財特法が終了して、随分年数も経過をしております。そうした中で、同和対策事業の残事業、その整理も今引き続いてやっているというような

状況でもあります。特に公営住宅や改良住宅の問題、道路整備の問題を含めて残事業は引き続いて実施をしていくということにもなりますし、また、法的な根拠は終わったとしても、甲良町は甲良町の地域性、実情もありますので、そういう部分を十分加味しながら今後は取り組んでいきたいなというように思っております。

以上です。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 加味しながら取り組んでいく。そういうことでお願いしておきます。

次に、移動サービスについて。高齢化の進行とともに需要が高まっており、緊急に必要となった町民に対しても親切、丁寧な対応をすべきではないかと思うが、いかがでしょうか、担当課長。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 移動サービスの件でございますけれども、緊急には対応はできないんですけれども、一般施策で外出支援事業として、65歳以上で心身の障害や加齢のため交通機関の利用ができなくて家族の支援が得られないという方に対しまして定期受診のために医療機関への送迎を行っております。緊急の場合につきましては、救急車等を呼んでいただくのが一番かなと思っております。

また、相乗りタクシーのことにつきましても、相談があれば利用について、親切、丁寧に情報提供をしているところでございます。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** ある高齢者の方から私のところに電話がありました。高齢者のおっしゃる話では、町職員の対応が非常に悪いということでした。どういう事情だったか知らんけど、とにかく悪いということをおっしゃったので、町民からのこのようなことを指摘されるのは、町職員そのものが上から目線で物事を見がちになるのではないのでしょうか。町職員たちも私たち議員にしても、公僕であることを心にして対応することが大事だと思います。いずれは皆さんも年をとることは間違いないことです。年寄りには年寄りの対応の仕方があるのではないかと思うので、親切、丁寧な説明をしてやってほしいです。一応このお答えの方、よろしく頼みます。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 私が知る範囲では、窓口でそのようなことは聞いたことがないんです。知らない範囲で失礼なことを言っているか、相手の受けとめ方がきつく聞こえる場合もありますけれども、課員には、親切、丁寧にいろんな情報を提供してもらおう、こういうような制度がありますよ、こういうよ

うな制度がありますということを親切、丁寧に教えるようにするように注意したいと思っております。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 確かにこの制度は、事前登録が必要ということをチラシで知りました。つい2日ほど前です。できたら救急、緊急の場合でも対応できるように検討すべきではないでしょうか。よろしくそういうようお願いしておきます。

次に行きます。盗水問題に行きます。

全所帯の調査をしっかりと進め、盗水疑惑は一切なくなりましたと宣言できる状況にする必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか、担当課長の方、お願いします。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 先ほども言っておりましたとおり、メーター交換、漏水調査、残りあと2年、今年度を含めましてあと2年あります。それを、今度は効率よく、できるだけ多くの点検ができるようにということとやっていきたいと考えております。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 先ほど阪東議員の質問の中で、3分の1終わりましたということをおっしゃられました。その3分の1の中で不正取水をしていた件数はありましたか。教えてください。

○**建部議長** 参事。

○**北坂建設水道課参事** 以前、3月議会のときに答弁させていただきました。全部で825個のメーターを7月、8月、11月、12月で3つの集落を完了しておりますが、その中にはなかったというふうに思っております。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** その825件の中で検査はしたということですけど、大体こういうものを業者に任せっぱなしということは、業者は絶対不正取水しても言わないですよ。職員がしっかりとやらなきゃ。というのは、もし職員が足らなかつたら職員を増やして、こういうことをしっかりとやっていかなきゃだめだと思うんですけど、いかがですか。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 先ほども申しましたとおり、できるだけ多くの者で回るようにというふうなことを考えていきたいとは思っております。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 多く回っても同じなんですよ、業者に任せっぱなしでしたら。たしかにうちの家も検査に来たときは、業者がはいはいと来て、はいと取

りかえて、それで終わりですわ。やっぱり職員がきちっとやらんと、業者がたとえ見つけたとしても、絶対口にしないですよ、これは。自分たちがかわいいから。そういうやり方をしているからだめなんです。職員を増やして、しっかりと全部回ってほしい。というのは、業者の言うことには、二十数十件と言っていました。ですから3分の1だからまだ出てこないのかもしれないけど、たとえ見つかったも業者任せではできません。返事はしません。だから、その辺をしっかりと職員で、今何人で回っていますか。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 3月のときにもお答えしましたが、職員2名が別々に回っておりました。

○建部議長 もうこれ、最後の質問にしてください。

○丸山光雄議員 はい。確かに2名では少ないと思いますよね。こういうことはどんどん職員が足らなかつたら、上の方に注文するんですよ。職員が足りないから回してくれとか、職員を増やしてくれとか。そういうことを提案していかなきゃだめですよ。それも職員の上に立つ人の責任なんですよ。ぜひやってください。

こういうことを町長はじめ皆さんでこの問題を解決していくことが町民の信頼回復に当たります。これから、次、次期も町長をやっていくつもりでしょうから、そういう点においても町民の回復をしてもらいたい。そうお願いしておきまして、質問を終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。15分間。

(午後2時48分 休憩)

(午後3時01分 再開)

○建部議長 最後です。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速質問に入らせていただきます。

1つは、交通安全確保にかかわる設備の充実についてであります。

複数の町民から尼子公民館前の信号機を撤去するとの意向があるようで、それはKモール前交差点の信号機設置と交換のようだというのです。私に言っていたいただいた町民は、口々にそんなばかなことはない、子どもの通学路にかかわる信号機をなくすなんていうことは納得できないと言っておられました。滋賀県公安委員会が、尼子公民館前信号機を廃止するとの方針は本決まりなのかどうか、事情をご説明、お願いいたします。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 尼子の信号機につきましては、7月11日に彦根警察署で私と交通担当者が呼ばれまして説明を受けました。そのときに館内で信号機の中から更新期間の済んでいるところをなくしていきたいというお話がありました。更新期間といいますと、耐用年数19年ということであります。それで、そういう箇所を彦根管内で今調査しているということでした。

したがって、尼子もバイパスができてから交通量も少なくなったということで、尼子の信号機についても調査をされました。それで、数日間、警察官が来て調査をされていると、その赤信号でも周りを見ながらゆっくりと発進している車が沢山あると。ということは、信号機もなかつてもいいんとちゃうかというふうな見解でもありました。

そういうようなことを私の方は聞かされて、いやいや、そういうことはないと。通学路でもあるのでとってもらっては困りますと。それも自治会の会長さんの、区長さんの話も説明してくださいというふうな申し入れはしてあります。町としてもそれをとるのは反対というふうな意見は申し上げています。ただ、そこを新たに耐用年数が済んでいるから更新するというのは、非常に公安委員会としても難しいということでもあります。

したがって、県の公安委員会の方としては、更新できないというふうな方針を立てられているというふうに思いました。最終的には警察署、公安委員会が決められることですが、町としてはできるだけ残してほしいというふうな要望をしているところであります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 事情はのみ込めました。しかし、更新期間と言いますと、耐用年数19年と言われました。ところが、私に来て、甲良町に寄せていただいて17年目になりますが、信号機のシステムが変わって5、6年だと思えます。点滅の信号に変わっています。同時に、それと同時にポールなども新しくなっています。そういう点では古くて危ないとか、それから、そういう状況はないと思えますので、ぜひ町の立場を堅持していただいて、ぜひ働きかけていただきたいなと思っています。

都市部のように、今、総務課長が言われましたように、頻繁な交通量がない場合でも子どもたちの通学路です。安全確保の重要さは変わらないというように思えますので、県当局への働きかけを強めていただきたいというように思えます。

2つ目に進みまして、このこととかかわりまして、Kモール前交差点信号機の設置の方向で動き出しているようにも見えますが、進行状況と課題があればご報告、お願いいたします。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 確かにKモール前の信号機の設置について動き出しているというのは事実であります。車の交通量は、設置基準に満たしていませんが、Kモールに買い物に来る高齢者の方、徒歩あるいは自転車で横断する人が多いということで大変危険であるということで、県警の方もつけるような方向で今動いておられます。

既に県の土木、それから県警、彦根署、町の建設課と総務課の方で現地確認しまして、道路の形状を直していかんと信号機はつけられないということでもありますので、県、それから町のそのの交差点改良の予算等を見させてもらっているというふうな状況であります。

町の課題としては、横断歩道の中に植栽があるということで、その植栽を撤去したり、また、形状を変えたりということがあります。県道の部分は県の方が改良されますし、今聞いているのでは、今の横断歩道よりも南の方へ横断歩道分をずらさんと、その道路の形状に合わないというふうなことが言われていました。

それと、信号機をつけることによって渋滞がまた予想されますが、役場の横とそこ、近いために周期を同じような周期にするというふうなことで、また交通量を見ながらそれは押しボタンにするかどうかということは決められていくというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 当初、今のKモールの前身、AIMであります、その計画がされたときから設置されてしかるべきものでありましたが、随分時間がかかりましたけども、今、設置の方向で動き始めているということでもあります。そこで、町民の方がリンクしているように、つまり公民館の前の、尼子公民館前の信号機を取り払ってKモールにつけるというリンクではないということ、説明から見ますと19年の耐用年数、更新はしないということ、独自の方針かなと思いますし、受ける私たちの側から見ればリンクをして1件減らしてこっちを増やすということなのか、その辺はどうなのでしょう。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 警察署の話は聞いている限りは、減らして、そのかわりにこちらへつけるという感じではございません。やはり維持管理経費が1基増やすことによって増えてくるということで、幸い耐用年数が19年かかって、そこへ新たに更新しないという方針は、Kモールにつける、つけん関係なしに廃止したいということをおっしゃっていただきましたし、こちらはそういう交通量を見て考えていくということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 尼子の信号機の方は、私たちも独自に存続の働きかけを強めてい

きたいと思います。Kモール前の信号機については、アイムが設置されてから、幸い大事故は、人命にかかわる事故は起こりませんでしたけども、ニアミスを幾つか聞いています。

それで、平成23年の補欠選挙の折に、丸山光雄議員に直接訴えた町民がおられまして、改めて署名運動に取り組んで、区長さんの努力があり、字ぐるみで集めていただいたところもあって、1,326筆もの署名が寄せられました。世論の後押しもあって議会で賛成8、反対3で採択をされ、この町民の願いを受けとめて公安委員会が設置の決断をされたものだと私たちも受けとめていますし、また、実情から言っても県道の通行量が多いですけども、それと交差するところは確かに少ないです。けども、町民がよく利用します。町民だけじゃなくて多賀の方も結構来ておられるのがわかりましたが、そういう点でも交換条件ではないというものの、経費を削減、1つするということになりますので、私たちから見れば経費削減のための交換になっちゃうというように思いますので、尼子の公民館前の信号機の存続と、それからKモール前の信号機の設置、これもできるだけ実現ができるようにしていただきたいと思っています。

次に、2つ目に進みます。

直売所の現状と課題についてであります。直売所、道の駅の課題は、成功か否かによって大きな分かれ目となり、今後の町政運営の足かせともなりかねないリスクをはらんでいると思われるため、多くの町民の英知を集めて発展の土台を築く必要を感じているものの1人であります。

建物が立派であることが発展の絶対条件とはならないことから、北川町長が規模縮小に踏み切ったことについては、分限的に大変高く評価をしています。同時に、以前提起した直売所発展のための4条件、割愛をしますが、これは今でも重要な指針だと考えています。4条件とは、出荷体制と整える、支える、農業支援の強化や箱物優先の事業を切りかえることなどであります。

そこで、1つ目の本格オープン後の売り上げ、入場者など、阪東議員の設問で答えておられますので、私の質問は、先ほど西川議員からも提起がありました資料、これがいただけるのかどうか、回答をお願いいたします。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 資料については、整理をさせていただいて、最終の議会の日に出していきたいというふうに考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 できれば最終日ではなく、できる限り早く欲しいなと思っていますので、できる段階で連絡をいただきたいと思っています。

次に、2つ目の各種補助制度の利活用状況と地元振興との関係が良好に進

んでいるのかどうかの報告を求めたいと思います。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 今年度から新たに補助制度の確立をしてしてきました。平成24年度まではハウスの補助なんかをやりながら生産拡大を図ってきているわけですが、平成25年度は新たに生産者の出荷品目に対する6品目を決定しておりますが、それに対する補助をやっていこうということで、産業課長も前回6月議会にも答弁しております。いわゆる生産者が出しておられる方、約80名の方にもその補助の要項なり、申請の資料を、説明会を行いますよという資料を配布しながら説明会をし、現在補助金の申請をまとめていっているわけですが、まだまだその辺の収支が難しいのかなということで考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 数値をぼかしていただきましたが、80名の資料説明と、それから、この新しくできた出荷の促進を促す制度の利用者、申請者ですね、現在何人おられますか。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 現在、申請者は6名でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう点で私が質問を用意したのは、この運用はもちろんなんですけども、それ以前の課題が、私はクリアをし、強化をしていく必要があるというように提起をしたいと思います。

1つは、パイプハウス活用を、補助を活用するなどしてなりわい事業として出荷に踏み出す農家を育成をする、この前提をつくるのが大事だというように思います。

2つ目に、果物ですね。果物はやはりあいとうマーガレットステーションを見ていますと、値の張る、また、インパクトの強い商品となっていますし、秋の集客、それから、あいとうマーガレットステーションのイメージの中心ともなっているものですね。そういう点では、甲良の里として、甲良町農業を育成することも長期の視野で取り組む必要があると考えています。果物については、あいとうマーガレットステーションの場合には、果物団地の造成ということを既に二十数年前、30年近くなると思いますけども、そこに踏み出して基礎的な整備をされたことが今花開いているわけですよ。市場の競争という点から見れば、それができたからといって安泰としてられませんというのを館長から以前聞いたことがあります。そういう点でも、今提起した2つの課題をどのように発展されるかについての構想が要ると思いますが、見解を求めます。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 まず、補助事業の関係で今まで取り組んできたパイプハウスの設置者に対する、いわゆる生産の育成ということでご質問いただいていると思います。これについては、産業課と連携をしながら生産者がどういものをつくっておられるのかというのは、やっぱり現状把握が十分必要であるということから考えております。その中でも特に出荷をしていただいて、最大の消費者のニーズである6品目を選んでおりますので、6品目についてはキュウリなり、ジャガイモ、タマネギ、キャベツ、葉ネギ、ホウレンソウというふうな形の中で6品目の補助を拡大していこうということでご取り組んできましたが、なかなか生産の方の申請が少ないということでございますので、その辺については今、生産者指導員も今回いないわけでございますが、そういう部分を含めてもっと育成をしていかなければならないというふうに考えているところでございますので、道の駅といたしましては、産業課と連携を、やはり密にしながら、そういう育成をどうするのかということは努めていかなければならないなというふうに思っております。

それから、果樹の関係については、特に金屋地域については果樹を大々的に取り組んでおられる農家がございます。そういう人からも若干の要望も道の駅として聞いております。果樹に対する補助のそういうようなのはないのかと。果樹を使って2次加工、3次加工もできるような取り組みもやっていきたいということも聞いておりますので、これから25年度下半期については、また来年度に向かってどうあるべきか、今の補助が、申請者が少ないから、それをどう改善するべきかというのは十分に検討をしなければならないということは考えておりますし、それがいい方向に向かっていくということで出荷者が増え、生産していただいて消費者ニーズに応えられるというふうな取り組みが必要であるというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この生産基盤を強化をしようとする、思い切った財政規模の投入も必要になってきます。財政的な規模を投入しようとするれば、その点でも町民の合意、そして、成功に向けて、また町の基幹的な事業にしていくという住民上の合意が必要になってきますよね。そういうように踏み出す上でも基礎を固める、そして、私たちが提起をしている4つの条件の中で町民の暮らしを甲良町政が守る、それから農業の発展についてのリーダーの役割を果たしているという町民の合意が必要となってきます。そのところもつくりながら、思い切った施策の展開が必要だというように私は考えています。

そこで、次の3、4は関連しますので続けて質問いたします。

最近でもありませんが、オープン以後、特に最近ですね、地元生産にないものが目につきます。地元商品と仕入れ商品との整合性をどのように図るのかという問題が出てまいります。地元生産物を拡大、強化するために、地元農家、通告書では業者と書いていますが、農家であり、そして、いろんな加工する上での業者という意味で書きました。地元農家を育成をするのかも大事なポイントとなってきますので、この点、どういように考えておられるのか、お答え願います。

○建部議長 管理室長。

○茶木道の駅管理室長 まず、仕入れ商品との整合性でございますが、4月から本格運営している中で、いわゆる仕入れを行ってきております。端境期の関係で、ないものを仕入れていこうということで検討しながら、彦根の卸売市場まで直接行きながら購入をしております。沢山購入するんじゃなくて、キャベツであれば8個、10個とか、そういう程度の購入をしております。毎日毎日、その状況、生産者の出荷状況を見ながら購入をしているのが現状です。毎日8時に出勤して、状況を把握して、8時過ぎには彦根の卸売市場の方に行って、朝購入をしてきて、商品を並べていくというふうな考え方も持ちながらやっております。特にないものは、急になくなったりします。そういうときにはいわゆる販売員さんが、どこの農家がどういう形の中で生産されているかというのは日々の販売の中で、実績でよくご存じですので、販売員さんにもその辺は生産者の方に連絡をしていただいて、出荷を促すというふうなこともやりながら、端境期にないものは仕入れる。極力沢山仕入れるんじゃなくて、次の期待を込めながらやっているのが現状でございますし、それを消費者の方が、こういうものがないのかということでよく問い合わせが来る。そういう部分については、出していただいていますけども、ものすごく消費が多いということも判断もできるようなものも、農産物もございませんので、そういう部分については生産者の方にこういうものを沢山やってほしいな、どうやろうなということをお互い投げかけながら、じゃ、来年もう少し取り組むわという方もいらっしゃるし、そういうのは生産組合長にもお話をしながら生産拡大につなげていく。

仕入れを少なくするというふうな方向の中で端境期の仕入れはやりながら、消費者のニーズに応えながらやっていくということで、前にも長野県の方にも視察に行きました。そこの駅長さんも、いわゆるないものを仕入れなというふうな話もいただいております。そういう中から、消費者とどうなのかなということも前の資料も再度確認もしながら、今取り組んでいる状況でございますので、できるだけないものについては、この地元で生産をしていただきたいというふうなことから、仕入れも極力少なくやって動いているとい

うふうな現状でございます。

それと、もう1点の、いわゆる地元の業者の、いわゆる育成でございますが、先ほどの中でもご質問がありましたように、いわゆる生産拡大、育成を農業者をするためには何が必要かということは、やはり地域との生産者の連携が一番重要であるということから、現場主義で陣頭に立ちながら生産の、いわゆる販売所を点検しながら、ないものはどうなのかということで日々点検はしておりますので、そういうことから、ないものについては生産を促すということをしかりとこの1年間は見詰めて、ないものはどうするべきかということをしかりと調査をして、また生産者組合にもお願いをしながら生産拡大につなげていく。そこに補助の拡大もしていく必要があるというふうな、今思いをしているところでございますので、そういう部分については、産業課としかりと連携をとりながら生産拡大し、出荷体制を確立して消費者ニーズに伝えていきたいと、こんなふうに考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ある町民の方が私に言っていただいたんです。仕入れ商品はリスクが高い。順調に販売できなければ利益率が落ちてくると。もう一つは、地元商品と競合させないことが大事だということになります。仕入れ商品に頼らないようにするために、将来、現在3月のオープンです。もちろんこれ、準備が整わないまま箱物ができてしまった点が非常に難点になって、次の前進をする上で大変な状況をつくっているのはわかります。けども、その将来、生産力をつけて仕入れ商品に頼らないようにするという課題が非常に大事だと思います。

以前、私、県の調査資料を紹介した中で、お客さんが直売所に求めるものとして、安全安心、それから新鮮、そして、地元産品の3拍子が書かれていました。それを紹介しました。直売所としての経営方針の中心に位置づけるべきでありますし、現状はどうかといいますと、特に私が気がつくのは加工品で、ないものでいろんな変わったものを仕入れるということもありますが、その変わったものも地元の加工業者を育成する。今現在はありませんが、Aのグループ、Bのグループ、Cのグループが、それにかわるものをつくって出荷ができるように事業化すると。そうしますと、雇用形態も生まれますし、それから、来たお客が甲良の産物を使ってる、甲良の生産者だということで評価が上がるわけですね。今現在はいいけども、つまり今現在の加工部会でそれぞれ努力されているのを部分的に私、聞いています。米の米粉パンにしても、それからお弁当にしても、業者が増えてまいりました。甲良町の納入者が増えてきましたよね。そういう点では、長期に見ていく上でどういうようにして仕入れ商品に頼らずに地元の産物、そして加工品も含め

てどう育成していくのかという方針づくりが非常に大事だと思いますが、見解をお尋ね、説明お願いします。

○**建部議長** 管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 1つの例として、加工関係については、新たにある一部が研修も始めて甲良の、いわゆる果樹を使った特産開発に進めていきたいということから、地域で検討もされておられますので、いわゆるそれは加工部会には今入っておられません、地域の営農の組織の人たちと女性部頑張っってやろうというふうなこともございますので、そういう部分についてはしっかりと今の補助を使いながらやってくださいよということで私の方も口頭でもお願いをしている状況でございますので、3年間の中で新たなものをつくっていかうとか、いろんなことを考えておられますので、そういう部分は排除するんじゃないかと、しっかりと私は支援をしながら甲良のものをつくっていただきたいというふうなことは常々思っておりますので、そういうことは努めていきたいというふうに考えています。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 生産者の何人かではありますが、競合商品を平気で仕入れてきよるというように私たちに文句が出てくるということがないように、生産者との合意形成、それからその数量では足りんわけで、それは仕入れてこざるを得えへんということも含めて合意をしていってもらって、不満、苦情が第三者に流れてこない。中で整理をされるというのが非常に団結上も大事なことです。ですので提起をしておきたいと思えます。

次に、ごみ問題の解決のためにですが、この問題は、燃えるごみの週2回、通年収集は町民の切実な願いではないかと思っているものです。ごみ問題は、産廃の不法投棄も含めて深刻な社会問題の1つとなっています。住民も行政も、目の前の毎日発生するごみをどう処理かに追われがちですが、出てくるごみの処理ではなく、ごみの出ない経済社会をどうつくるかという課題に共同して向き合うことが肝心だと思うのであります。その立場に立って一つ一つの改善に向かって取り組みたいものだと思います。

先般、ある町民から電話があり、近くの方がたびたびごみを燃やされるので、洗濯物にすすがついたり、部屋中に煙が充満して迷惑を被っており、町の担当課にも連絡するのだが指導が生ぬるいとの苦情でありました。町が指導するからには行政の側が法に基づいて厳正に対応することとともに、ごみ問題を解決するために行政ができる限りの具体策を実施し、指導できる立場を持たなければ住民への説得も注意も説得力を持たないと私は考えます。

例えば、具体例で言えば、竹、剪定枝は木炭化で土壌改良材などに活かすこと、食用油回収、リサイクルに着手をすること、さらに、紙・段ボール類

の回収に取り組んだ団体等に補助を行い、資源回収の奨励を強化することなどが考えられます。これらを住民と行政が協力して知恵を出し合うことが大事だと考えます。週2回通年収集の実施は、そのための行政側の最小限の、私は努力だと思いますが、見解をお尋ねします。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 6月のときにも丸山議員さんからのご指摘にもございまして、当時、7月、8月については週2回、あとの9月から翌年の6月までは週1回ということで今後もさせていただくということで答弁をさせていただいております。今現状もそのつもりで進めていこうと思っているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ごみが発生することと、その多さは住民の責任ではないという立場に立つ必要があると思います。この7、8月の生ごみだけでなく、パック類、包装紙類も、他の月と変わらずあり、週2回だと随分助かったとの声を幾つも聞くことができました。以前の答弁では減量の効果を上げるとの理由で週2回の通年実施を見送ってきましたが、減量と分別が前進したとは言えないと思います。県下全自治体が週2回実施していることでもあり、環境を守る上でも週2回実施すれば、町は各家庭で焼却処分をしなくてもいいように収集業務を強化していますと。燃やしている方に対して強く指導できる根拠ができるというように思います。私も煙が上がったところに町の職員が来た問題を聞いたことがあります。そういう点では町の努力を示して、焼却処分をしないしてほしいという強い立場で指導をしていただきたいと思います。いかがですか。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 野焼きの件につきましては、先週も3回ほど私の方から、住民の方から通報をいただきまして、現場に確認にいきました。それは畑の関係で、畑の草を刈られた後燃やしておられるということで、本人さんの了解を得まして長靴で消して帰ってきました。そういうこともあります。

それからまた、ごみの減量でございます。確かに減量という形で努力はさせていただいております。今度、24年の決算報告、数は少ないんですが、12万2,000円、そのうちの内訳としましては、1台につき2万円のごみ処理の補助金を出させていただいて、6台、それから2,000円につきましてはコンポストという形で、数はほんまに少ないんですけど、そういう町としてはできるだけ生ごみを出さないように、また、少しでも減らしていただくようにということで努力はさせていただいておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町の指導を強化するとこと併せて、町民が週2回の収集をしていただければ家の中の状況、ごみの状況、そういう点でも改善に役立つという声にぜひ寄り添っていただきたいというように思います。

そこで、次に、官製談合の問題についてであります。

これは、通告書では町長にというようにしていますが、この答弁を求める者には担当課長、総務課長になっていますが、町長の政治姿勢とも深くかわることですので、町長にこの1番についてはお尋ねしたいと思います。

不起訴処分となり、刑事責任を問う分野ではひとまず幕となりました。平成23年3月で行った告発当時の認識は、変更はないかどうかの見解を問うものであります。そして、その告発の根拠となった疑惑がありますが、それが解消されていないと私は見えていますが、潔白の証明というチラシも出ました。このことについて町長の見解をお尋ねするものです。

○建部議長 北川町長。

○北川町長 この官製談合の件につきましては、平成21年7月9日の入札を端に発して、いろんな形で報道がされたことによって議会の方で百条委員会が設置をされました。そのことは議員の皆さん全員の全会一致で百条委員会を設置をされて、それで調査が進められ、最終的には官製談合については百条委員会の結論として告発をせよというようなことをございました。そのことによって行政として、私は官製談合については告発をさせていただいたというような経緯でございます。そして、その中でいろいろと検察の方が調べられた結果、不起訴処分ということになった。そのことを受けて議会の議員有志の皆さんが審査会の方に再度申し入れをし、審査会の方が不起訴不当というような結論になり、検察が再度それに対して審議をし、最終的には不起訴というような結論になりました。

私は、平成22年12月の議会と、平成23年3月議会において、私は司法にゆだねるというような見解を公表をさせていただいております。したがって、司法の結果は謙虚に受けとめておりますが、今までの経緯をふまえると、このことについては私は告発をしたことに対しては間違いはなかったと、このようには思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 告発当時の根拠となったことについてがひっくり返ったわけでもないし、町長としてその立場は正しかったと。検察の司法判断が示されたただけだというように思いました。

そこで、官製談合が疑われるもととなった事実は今も動かすことができないものばかりです。振り返ってみますと、まず初めに、入札前日に通告され

た談合情報のとおり、本命が当たったのであります。その後、公表予定価格が書きかえられたこと、公表予定価格に40万円を加算した額の85%が最低制限価格で、その最低制限価格にぴったりの額で浜野工務店が落札したことなど、多くの疑惑の事実が明らかになりました。これらの事実は、不起訴になったからといって1つも崩れていません。改めて表明をしておきます。

(「誰が判断するんや、そしたら」の声あり)

○建部議長 静かに。

○西澤議員 不規則発言は、8月4日に配布されたチラシには、北川町長の責任は避けられないと書いてあり、デマ発言とも書いています。事実とも違うと思いますので、反論、見解があればお願いしたいと思います。北川町長が直接誹謗されていますので、北川町長が見解を述べていただきたいと思いません。

(「町長、見解を述べる必要ない」の声あり)

○建部議長 北川町長。

○北川町長 私は、先ほども申し上げましたとおり、百条委員会の決定したことに対して、それに従って告発もさせていただいたというようなことでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、2つ目ですが、潔白が明らかと主張するチラシに、入札制度変更にあることが原因と書かれています。入札制度変更が官製談合疑惑を生んだというのは、道理にも合いませんし、事実経過にも合わないと思いますが、見解を求めます。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 制度、内容のことで申し上げますと、入札制度の変更、それと官製談合とは別のものであると考えます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 明快だというように思います。入札制度変更によることが原因と述べていること自体、理解しがたいわけですが、入札制度を変更したのは前町長と、野瀬元主監でありまして、従来なら指名されない者を、その指名基準を変更したことで入札に参加し、落札したのは浜野工務店であることは、この文面からでも隠すことができないのです。ですから、このチラシは制度変更にある責任があるように描こうとしています。百条調査委員会の結論は、変更そのものが官製談合の疑惑に直結していることを明らかにしています。この文面から見ても、行政をゆがめた責任は免れないというように思います。このことを指摘をしておきたいと思いません。

3つ目に、談合や不正のない入札を構築する上で、今回の教訓は既に実行

されていますが、改めてこの問題、どう活かして今後の町政運営に活かしていくのかの見解をお尋ねしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中山企画監理課長 入札制度につきましては、今回のこともいろいろと参考にとということですが、本来めざすものとしまして、なるべく業者間談合、また官製談合が起こりにくい制度ということで努めているところです。まずは、参加業者が明確に把握しにくい制度ということで、町長公約の方にもございましたけれども、今までですと同一規模事業で同一ランク業者を指名するという方法では業者間での談合の可能性が大きいという考え方にもなるということから、平成23年度より指名方式より段階的に今回、今年度におきましては一般競争入札に移行という格好で、工事関係はすべて行っております。

それと、予定価格、最低価格の秘密保持という部分でございますけれども、それにつきましては、価格決定にあたる職員の意識向上、それと併せまして最少人数でその決定を行うという方向で今現在進めております。

それと、価格決定から入札までの期間、これも最小期間で、入札の近づいた段階で協議するというように現在そのように努めているような状況でございます。

まだまだ気にかかることはありますけれども、なるべく明確、明朗に入札が行なえるようにということで随時気のつくことは町長とも協議しながら修正、審議会協議によって整理しているというような状況でございます。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この平成21年7月におきた官製談合疑惑をもとにしてというだけではなくて、従来から入札が公明正大に行われるという制度の模索がされてきたわけで、これの1つのきっかけになったわけでして、引き続いて業者間談合、それから官製談合の起こりにくい制度、それから同時に、甲良町では小規模の建設業者が多いわけですので、そのことが参入の機会が与えられる、こういう機会もつくる制度にぜひとも改善していただきたいことを提案をしておきたいと思っております。

次に、盗水問題についてであります。

山田壽一氏の本年4月17日付の過料処分取り消し請求、訴訟における山田氏側の主張を論破すべきだと考えるものであります。進行状況と課題、阪東議員に回答がありましたが、それとダブらない程度で結構ですので、進行状況など報告すべきだと思いますが、いかがですか。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 先ほど説明いたしましたとおり、2回の公判がありまして、提出いたしております。過料についても議会中にお答えしたとおりの水量、期間、また過料に対する考え方、裁判所においても同様に説明されて裁判所の理解を得たいと考えております。その他、詳細は裁判中ですのでお答えは差し控えさせていただきます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私は7月の第2回公判を傍聴してまいりまして、訴状を閲覧してまいりました。山田氏側は、水道代金だとして請求をさかのぼれるのは商品代金の一般的な時効期限である2年間だけだと強弁していると理解しました。また、盗水パイプを撤去した後と、盗水実施中の差額を計算した50日余りをもって12年間近くを推計したのは乱暴で、根拠にならない。その上、この期間は次の選挙の準備をしていたため、水道使用量は通常より多く、この50日余りの期間をもって町が免れた水道料金とするのは合理性がないと主張しているように理解をしました。これは間違っていれば訂正をしてください。

このように、いずれも議員でありながら10年を超えて長期にわたり水道を盗み続けてきた反省はひとかけらも感じませんでした。私は公判で主張することと、議会で述べることは、町は一致しているはずでありますので、非公開にする必要はないと思います。ですから、2ともかかわりますが、町の答弁と、それから山田氏側の論点、つまり訴状の訴えている中身について、報道されているところが中心点でありますけども、明らかにする必要があると思いますが、いかがですか。

○建部議長 建設水道課参事。

○北坂建設水道課参事 訴状および答弁書につきましては、閲覧ということで見ていただいたとおりで思っております。今も、先ほども申されたとおり、議会で述べたとおりのことを裁判所にも訴えておるところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、この問題を整理する上で、5月23日付の情報公開等審査会の答申の精神が非常に大事だと思っております。この中はどのような人物に対しても公平な行政姿勢を示すためにも、少なくとも山田氏側の訴状と行政側の答弁書を公開すべきだと考えています。この答申の中身の抜粋を紹介しますと、言うまでもなく町会議員は町民の利益と町の公益の実現のために、また行政の公平性、透明性の実現のために率先垂範すべき公人の役割と立場にある。その点で一般町民と異なる責務を負っています。そのような立場にある議員が給水条例に違反し、不正取水による損害賠償と過料を請求されている本事案においては、その事実を公表することはどのような人物に対して

も町が公平に行政を行っていることを広く町民に示す上で重要であると、こう述べているんですね。この答申は、大変重要なことが述べてあり、いかに山田氏側が理不尽な理屈を展開して義務ではなく、償いを果たそうとしていないことを町民にも知らせて、世論、みんなの力で訴えて町の請求が正当であるという判断を下されるよう、裁判所に働きかけることが大事であります。

第2回の公判に行きましたが、傍聴は私だけでありまして、担当課の2人の職員が来ておられました。聞くにつけて、見るにつけて、山田氏側の主張は理不尽でありますし、そのことを広く町民にも知らせて、こういう理不尽さは打ち破る、甲良町で打ち破る必要があるということを公にしていく必要があるというように思いますが、再考を求めたいと思いますが、いかがですか。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 訴状であるなり、答弁ということでございますが、訴訟記録と位置づけられるのではないかと思います。司法機関である裁判所において民事訴訟法が定められるということで、閲覧、謄写の是非が判断されて公開をされている状況だと思っております。謄写については特に民事訴訟法第91条3項において、当事者および利害関係者が疎明した第三者ということになっております。そういうようなのを当町が判断すべきではないと考えております。それでもって公開は差し控えさせていただくという決定でございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 今言われた法の決まりはよくわかります。私も閲覧に行きまして、利害関係者であるという申請をしました。ところが、一町民であれば、それは認められませんか。署名を、つまり解職請求を集めている当事者ですと。利害関係者ですと言いましたけれど、それもだめですと言われました。それで閲覧をしたわけですけれども、メモならよろしいと。全部は写すことはあきまへんよというて職員に注意をされましたけども、メモは写してまいりました。

ということは、全文はだめですけども、山田氏側の主張と、それから町側の答弁の抜粋なり要点、こういう内容で今争っているということを町民にわかりやすく示していただきたいなと思っておりますが、ぜひ検討をしていただきたい。そういう方向で、全文を公表せえというのは今法の縛りが、制限がありますのでだめですけども、そういう要点、新聞社が原告側の主張についての何行かにわたって主張を書いていた。答弁の側の町側の主張も書いていました。そういうことも含めて、そして、この情報公開審査会の答申を併せながら、ぜひ要点の公開をして、大事な、また甲良町での争点になって

いることも町民に知っていただきたいというように臨んでいただきたいと思いますが、最後、お答えください。

○**建部議長** 建設水道課参事。

○**北坂建設水道課参事** 先ほども申しましたとおり、訴訟記録というふうになっておりますので、行政機関が保有する情報公開に関する法律というのに当てはまらないのではないかというふうに考えておりますので、今、係争中ということですので、差し控えさせてもらいたいと思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 私は、公判に傍聴をした範囲、また閲覧をした範囲でこういう争点が展開されていると。しかも、大事な水道代金、それから、水道代金に相当する損害金と過料請求が、町が起こしている問題ということで独自に皆さんに知っていただいて、喚起をしていきたいということを申し述べて私の質問を終わらせていただきます。

○**建部議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 5 8 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 金 澤 博